

第 10 章

関係法規及び基準

簡易専用水道の管理に係る検査の方法

厚生労働省告示第 262 号

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 56 条第 2 項の規定に基づき、簡易専用水道

の管理に係る検査の方法その他必要な事項を次のように定め、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

平成 15 年 7 月 23 日 制 定

平成 16 年 3 月 8 日 一部改正

（平成 16 年厚生労働省告示第 87 号）平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

厚生労働大臣 坂口 力

簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項

第 1 総則的事項

- 1 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査は、当該簡易専用水道の設置者（以下「設置者」という。）の依頼に基づき実施すること。
- 2 検査は、清潔な作業衣を着用する等の衛生的な配慮の下に行うこと。
- 3 検査に際しては、検査者は別記様式による身分証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

第 2 検査項目

検査項目は、原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査とする。

第 3 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査

- 1 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査は、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態が、当該簡易専用水道の水質に害を及ぼすおそれのあるものであるか否かを検査するものであり、当該簡易専用水道に設置された水槽（以下「水槽」という。）の水を抜かずに、次に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 水槽その他当該簡易専用水道に係る施設の中に汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査
 - (2) 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査
 - (3) 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な物の有無についての検査
- 2 1 に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第 1 に定めるところによる。

第4 給水栓における水質の検査

- 1 給水栓における水質について、次に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 臭気、味、色及び濁りに関する検査
 - (2) 残留塩素に関する検査
- 2 1に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第2に定めるところによる。

第5 書類の整理等に関する検査

- 1 次に掲げる書類の整理及び保存の状況について、検査を行うものとする。
 - (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - (2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
 - (3) 水槽の掃除の記録
 - (4) その他の管理についての記録
- 2 1に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第三に定めるところによる。

第6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道の検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の適用がある簡易専用水道については、第2の規定にかかわらず、水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査の検査項目は、書類検査とすることができる。この場合において、当該書類検査に係る書類は、設置者が別表第1から別表第3までに掲げる検査事項がこれらの表に掲げる判定基準を満たすか否かについて作成するものとし、建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類を添えて、検査者に提出するものとする。

第7 検査後の措置

- 1 検査者は、検査終了後、次に掲げる措置を行うものとする。
 - (1) 設置者に検査済み証を証する書類を交付すること。この場合において、当該書類には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 検査機関の名称及び所在地
 - イ 検査員の氏名
 - ウ 簡易専用水道を有する施設の名称及び所在地
 - エ 設置者の氏名又は名称
 - オ 簡易専用水道を有する施設の概要
 - カ 水槽の数、有効容量、形状、設置場所及び材質
 - キ 検査の結果
 - ク その他必要な事項

- (2) 検査の結果、別表第1から別表第3までに掲げる判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言を行うこと。
- (3) 検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があるとして次のいずれかに該当すると認められた場合には、設置者に対し、(2)に掲げるもののほか、直ちに当該簡易専用水道の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）にその旨を報告するよう助言を行うこと。ただし、当該簡易専用水道が国の設置するものである場合にあつては、厚生労働大臣に報告するよう助言を行うこと。
- ア 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
- イ 水槽内に動物等の死骸がある場合、
- ウ 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
- エ 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
- オ マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
- カ その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

別票第1 検査事項及び判定基準（施設及びその管理の状態に関する検査）

番号	検査事項	判定基準
1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
2	水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
3	水槽上部の状態（2に掲げるものを除く。）	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
4	水槽内部の状態（2に掲げるものを除く。）	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
5	水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
6	水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と配水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。

7	水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
8	水槽の水抜管の状態	管端部と配水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
9	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。
<p>備考</p> <p>4の項の下欄については、水槽の沈積物がおおむね年間3センチメートルを越えない程度にあること。</p> <p>9の項に係る検査については、別表第2に掲げる基準を満たしていない場合であって、原因が不明のときに必要に応じて行うこと。</p>		

別表第2 検査事項及び判定基準（給水栓における水質の検査）

番号	検査事項	判定基準
1	臭気	異常な臭気が認められないこと。
2	味	異常な味が認められないこと。
3	色	異常な色が認められないこと。
4	色度	5度以下であること。
5	濁度	2度以下であること。
6	残留塩素	検出されること。
<p>備考</p> <p>1の項から6の項に係る検査においては、あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水に入れ替わるまで放流してから採水すること。</p> <p>1の項、2の項、4の項及び5の項に係る検査については、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省令第261号）の例によること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。</p> <p>3の項に係る検査については、無色透明のガラス製容器（約200ミリリットル入り）に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で黒色紙、白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。</p> <p>6の項に係る検査については、水道水の長期間の滞留、水槽又は管の汚れ、汚水の混入による汚染等により残留塩素が消費されることに着目したものであり、検出されない場合には、その原因の究明に努めるとともに、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水についても検査すること。</p>		

別表第3 検査事項及び判定基準（書類の整理等に関する検査）

番号	検査事項	判定基準
1	書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。
<p>備考</p> <p>水槽の掃除の記録その他の帳簿書類とは、水槽の掃除の記録、水槽の点検の記録及び給水栓における水質検査の記録等の簡易専用水道の管理についての記録をいう。</p>		

別途様式

表面

<p>身 分 証 明 書 第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <p>所属検査機関</p> <p>氏名</p> <p>この証明書を携帯する者は水道法第34条の2第2項により簡易専用水道の管理についての検査をする当検査機関の職員であります。</p> <p>所属検査機関の長 印</p>

裏面

<p>写真ちょう付</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto;"><p>検査 機関印</p></div>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とすること。

豊田市水道事業給水条例

昭和34年4月1日

条例第10号

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条～第11条）

第3章 給水（第12条～第20条）

第4章 貯水槽水道（第21条・第22条）

第5章 料金、新規給水負担金、メーター負担金及び手数料（第23条～第31条）

第6章 管理（第32条～第35条）

第7章 雑則（第36条）

第8章 罰則（第37条～第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道事業の給水についての料金及び給水装置に係る工事（以下「給水装置工事」という。）の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 水道事業の給水区域は、豊田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号）別表に定める区域とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）給水装置 需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（2）契約給水装置 給水装置のうち第4号に規定する直読水道メーターの設置を条件とする契約

(以下「直読契約」という。)又は第5号に規定する隔測水道メーターの設置を条件とする契約(以下「隔測契約」という。)により給水を受けるものをいう。

(3) 給水設備 給水装置に直結しないで受水槽以下で給水を受ける設備をいう。

(4) 直読水道メーター メーター器を直接読み取って検針する水道メーターをいう。

(5) 隔測水道メーター 集合住宅等の戸別検針を1か所で行うために設置する遠隔測定式水道メーターをいう。

(6) 第1乙止水栓 配水管から分岐した給水管の最初の止水栓で市が管理するものをいう。

(給水装置及び給水設備等の種類)

第4条 給水装置(契約給水装置を除く。)は、次の3種とする。

(1) 専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの

(2) 共用給水装置 2戸以上若しくは2か所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの

(3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

2 給水設備及び契約給水装置(以下「給水設備等」という。)は、次の3種とする。

(1) 直読メーター設備 給水設備等に市の直読水道メーターを設置したもの

(2) 隔測メーター設備 給水設備等に私設の隔測水道メーターを設置したもの

(3) 導水設備 前2号以外のもので、給水設備等に私設のメーターを設置したもの又は給水管のみを設置したもの。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造又は撤去(以下「新設等」という。)をしようとする者は、事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、給水設備等に係る契約を希望するときは、給水装置の新設等の申込みの前に、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

3 前項の給水設備等に係る契約は、直読契約とし、当該契約及び前項の承認について必要な事項は管理者が別に定める。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置を新設等する者の負担とする。

(工事の施行)

第7条 給水装置の新設等の設計及び工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定により指定した指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)が施行する。ただし、市の水道メーター(以下「メーター」という。)を除く第1乙止水栓から給水栓までの給水装置(以下「屋内給水装置」という。)については、指定事業者が施行するものとする。

2 前項の規定により指定事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に自ら水圧検査等を行った上で管理者の工事しゅん工検査を受けなければならない。

3 給水装置工事の施行に当たっては、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)に規定する構造及び材質並びに管理者が別に定める技術上の基準に適合しなければならない。

4 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷に係る迅速で適切な復旧の実施を可能とするため、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

5 管理者は、給水装置工事が管理者が別に定める基準を満たすものであるときは、当該給水装置工事により給水装置の新設等をしようとする者に利害関係人の承諾書等の提出を求めることができる。

6 指定事業者に関する事項については、管理者が別に定める。

(公道工事費の算出方法)

第8条 管理者が施行する配水管から第1乙止水栓までの給水装置(以下「公道内給水装置」という。)の工事に要する費用(以下「公道工事費」という。)は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 工事費
- (3) 工事雑費
- (4) 事務費
- (5) 消費税

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する公道工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(公道工事費の前納)

第9条 公道工事費を必要とする給水装置工事を申し込む者は、当該公道工事費を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 公道工事費は、工事しゅん工後に精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(給水装置の所有権)

第10条 給水装置の所有権は、工事の完成をもって工事申込者に移転するものとする。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管等の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意なくして、当該工事を施行することができるものとし、これに要する一切の費用は、その工事を必要ならしめた者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはできない。

- 2 前項の場合において、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道の使用を開始しようとする者は、管理者の定めるところにより、開始しようとする日の3日前までに管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第15条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置及び直読契約をした給水設備にメーターを設置する。

2 メーターの位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第16条 前条の規定により管理者が設置したメーターは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）が管理するものとする。

2 水道利用者等は、善良な管理注意義務をもってメーターを管理しなければならない。

3 前項の場合において、水道利用者等が管理注意義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第17条 水道利用者等は、水道の利用を中止し、又は消火演習に私設消火栓を使用しようとするときは、当該中止等をしようとする日の3日前までに管理者に届け出なければならない。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、上下水道局職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第19条 水道利用者等は、善良な管理注意義務をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう屋内給水

装置を管理しなければならない。

- 2 屋内給水装置において、修繕を必要とする場合は指定事業者へ依頼するものとし、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。
- 3 前項の依頼を受けた指定事業者は、速やかに修繕工事を施行しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、管理者は、第1乙止水栓からメーターまでの給水装置において修繕を必要とする場合は、別に定めるところにより、修繕工事を施行することができる。
- 5 第1項の場合において、水道使用者等が管理注意義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等が負担する。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を当該請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第21条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第22条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第5章 料金、新規給水負担金、メーター負担金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道の利用者又は管理人は、水道料金（以下「料金」という。）を納入しなければならない。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(基本料金)

第24条 管理者は、隔月の定例日（あらかじめ料金算定の基準日として管理者が定めた日をいう。以下同じ。）において、次項の表に定めるところにより定例日の属する月（以下「当月」という。）及び前月の基本料金を算定する。ただし、次条第2項の規定に基づき定例日以外の日に検針したときは、管理者が別に定めるところにより算定するものとする。

2 1月当たりの基本料金は、次の表に定めるところによる。

メーター口径	基本料金（円）
20ミリメートル以下	1,035
25ミリメートル	2,765
30ミリメートル	4,815
40ミリメートル	9,525
50ミリメートル	14,155
75ミリメートル	35,265
100ミリメートル	70,775
150ミリメートル	205,530

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるメーター（閉栓中及びメーター撤去中のものを含む。）でその口径が13ミリメートルのものの基本料金は、口径20ミリメートル以下の基本料金から100円を減じた額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる区域以外の区域において平成10年3月31日までに設置したメーター

—

(2) 別表第1に掲げる区域において平成18年3月31日までに設置したメーター

(3) 別表第2に掲げる区域において平成18年11月30日までに給水申込みを受けて平成19年2月28日までに設置したメーター

(水量料金の算定)

第25条 管理者は、定例日にメーター及び隔測水道メーターを点検（以下「検針」という。）し、当月及びその前月の使用水量として第3項の表に定めるところにより水量料金を算定する。この場合にお

いて、各月の使用水量は等量とみなし、各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月の使用水量の端数を切り上げ、当月の使用水量の端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、定例日以外の日に検針することができるものとする。この場合における水量料金の算定方法は、管理者が別に定める。

3 1月当たりの水量料金は、次の表に定めるところによる。

水量区分	1立方メートル当たりの料金			
	メーター口径が25ミリメートル以下のもの	メーター口径が30ミリメートル及び40ミリメートルのもの	メーター口径が50ミリメートル及び75ミリメートルのもの	メーター口径が100ミリメートル以上のもの
20立方メートルまで	86円	166円	246円	316円
20立方メートルを超え40立方メートルまで	166円			
40立方メートルを超え60立方メートルまで	246円	246円		
60立方メートルを超えるもの	316円	316円	316円	

(料金の算定)

第25条の2 料金は、定例日の属する月分として、当月の基本料金及び水量料金の合計額に前月の基本料金及び水量料金の合計額を加えた額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定方法の特例)

第25条の3 水道の使用を開始したときの料金は、次に定めるところにより算定した基本料金及び水量料金の合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 水道の使用を開始した日から定例日までの期間が1月以内のときは、基本料金及び水量料金のいずれも1月分として算定する。

(2) 水道の使用を開始した日から定例日までの期間が1月を超えたときは、基本料金及び水量料金のいずれも2月使用したものとみなして算定する。この場合において、各月の使用水量は、第25条第1項の規定を準用して算定するものとする。

2 水道の使用を中止するときの料金は、使用を中止する日(以下「中止日」という。)に検針し、次に定めるところにより算定した基本料金及び水量料金の合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 中止日の直前の定例日から中止日までの期間が1月以内のときは、基本料金及び水量料金のいずれも1月分として算定する。

(2) 中止日の直前の定例日から中止日までの期間が1月を超えたときは、基本料金及び水量料金のいずれも2月使用したものとみなして算定する。この場合において、各月の使用水量は、第25条第1項の規定を準用して算定するものとする。

3 管理者は、前2項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、別に定めるところにより料金を算定することができる。

(使用水量の認定)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める基準により使用水量を認定する。

(1) メーター又は隔測水道メーターに異状があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(3) 悪天候、災害等やむを得ない理由により、定例日にメーター及び隔測水道メーターを検針できないとき。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により、2月に1度徴収する。ただし、管理者は、

必要があると認めるときは、1月ごと又は随時に徴収することができる。

(新規給水負担金)

第28条 給水装置の新設工事及び既設給水装置の改造工事（メーターの口径が増径となる場合に限る。）の申込者（次項の申込者を除く。）は、次表に掲げる金額に100分の110を乗じて得た金額を新規給水負担金として前納しなければならない。

対象	金額
1 給水装置の新設工事を申し込む者	<p>第15条第1項に規定するメーター1個につき</p> <p>口径20ミリメートル以下 104,000円</p> <p>口径25ミリメートル 186,000円</p> <p>口径30ミリメートル 302,000円</p> <p>口径40ミリメートル 639,000円</p> <p>口径50ミリメートル 1,149,000円</p> <p>口径75ミリメートル 3,325,000円</p> <p>口径100ミリメートル 7,081,000円</p> <p>口径150ミリメートル 20,643,000円</p> <p>ただし、メーターを設置しない給水装置については、最終乙止水栓の口径をメーターの口径とみなすものとする。</p>
2 既設給水装置の改造工事（メーターの口径が増径となる場合に限る。）を申し込む者	<p>新、旧メーターの口径に係る金額の差額</p>

2 給水設備等に係る契約の申込者は、各個別メーターの口径に応じ、前項を適用した額の合計額を新規給水負担金として前納しなければならない。

3 導水設備の使用者等が直読契約を締結する場合の新規給水負担金については、各個別メーターの口径に応じ、第1項を適用した額の合計額から、当該導水設備に係る給水装置に設置したメーターの口径に対応する同項の新規給水負担金相当額を減額するものとする。

(給水設備等の契約の更新等)

第29条 隔測契約をした者が、当該契約の更新をしようとする場合は、隔測水道メーターの取替時ま

でに管理者に申し出るものとする。この場合において、管理者は、別に定める基準に適合し、支障がないと認めるときは、当該更新について承認するものとする。

2 前項の規定は、隔測契約をした者が、当該契約を直読契約に変更をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「の更新」とあるのは「を直読契約に変更」と、「当該更新」とあるのは「当該変更」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する変更契約の申込者は、申込時における隔測メーター設備の設置後の期間の区分に応じ、次表に掲げる金額に100分の110を乗じて得た金額をメーター負担金として前納しなければならない。

直読メーターの口径	隔測メーター設備の設置後の期間	金額（第4条第2項第1号に規定するメーター1個につき）
13ミリメートル	8年を経過する日まで	11,600円
	8年を経過した日の翌日から16年を経過する日まで	9,900円
	16年を経過した日の翌日以後	8,300円
20ミリメートル	8年を経過する日まで	14,500円
	8年を経過した日の翌日から16年を経過する日まで	12,300円
	16年を経過した日の翌日以後	10,000円
25ミリメートル以上	8年を経過する日まで	16,500円
	8年を経過した日の翌日から16年を経過する日まで	13,900円
	16年を経過した日の翌日以後	11,200円

（手数料）

第30条 法第25条の2第1項の規定により法第16条の2第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者は、申請の際、手数料として1万円を納付しなければならない。

2 第5条第1項の規定による給水装置（公道内給水装置に限る。）の新設等の申込みをしようとする

者は、申込みの際、次の表に定める金額を立会検査手数料として前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、第7条の工事の施行後納付することができる。

給水管の口径	金額
25ミリメートル以下	3,000円
30ミリメートルから50ミリメートルまで	6,500円
75ミリメートル以上	9,000円

(料金等の軽減又は免除)

第31条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、新規給水負担金、メーター負担金及び手数料（以下「料金等」という。）を軽減又は免除することができる。

第6章 管理

(屋内給水装置の検査等)

第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、屋内給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置をさせ、又はこれを施行することができる。

2 前項に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、当該基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止等)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用するとき。

2 前項各号の場合において損害があったときは、管理者は、水道の利用者に対し、これを賠償させることができる。

(給水装置の切離し)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態において、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第7章 雑則

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

第8章 罰則

(罰則)

第37条 この条例に違反し、みだりに配水管から給水の設備を設けて給水する行為をなした者は、100万円以下の罰金に処する。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設等した者
- (2) 正当な理由がなく、第15条第1項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第16条第2項又は第19条第1項の規定に違反して善良な管理注意義務を著しく怠った者
- (4) 料金等の徴収を免れようとして、詐欺その他不正な行為をした者

第39条 詐欺その他不正の行為により料金等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 編入前の西加茂郡藤岡町の区域（以下「旧藤岡町区域」という。）において水道を使用する者（以下「旧藤岡町区域の水道使用者」という。）の定例日は、第24条の規定にかかわらず、平成17年4月から平成18年4月までの間は1月に1度とし、定例日の属する月の使用水量として水量料金を算定する。この場合において、1立方メートル未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 3 平成17年4月分から平成18年4月分までの旧藤岡町区域の水道使用者の料金は、第24条から第25条の3までの規定にかかわらず、藤岡町水道事業給水条例（昭和46年藤岡町条例第134号。以下「旧藤岡町条例」という。）の例により算定する。
- 4 平成18年5月分から平成19年5月分の前月までの旧藤岡町区域の水道使用者（平成18年4月1日以後に使用を開始した者を除く。）の料金は、第24条から第25条の3までの規定により算出した額（以下「新料金」という。）が旧藤岡町条例の例により算出した額に1.5を乗じて得た額以下のときにあっては新料金とし、新料金が旧藤岡町条例の例により算出した額に1.5を乗じて得た額を超えるときにあっては当該超える額に0.9を乗じて得た額を控除するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 西加茂郡藤岡町の編入の日（以下「編入日」という。）から平成18年3月31日までの間に、旧藤岡町区域において給水装置を新設し、又は既設給水装置を改造（メーターの口径が増径となる場合に限る。）しようとする者は、第28条の規定にかかわらず、旧藤岡町条例第30条に定める加入負担金を新規給水負担金として納付しなければならない。ただし、同年3月31日までに申込みをし、メーターの設置が同年4月1日以後となったときにおいて、旧藤岡町条例の例により算定した新規給水負担金の額が第28条の規定により算定した額を超えるときは、当該超える額を申込者に還付するものとする。

- 6 編入日から平成18年3月31日までの間に旧藤岡町区域において旧藤岡町条例第31条各号に定める行為を行おうとする者は、同条各号に定める手数料を申込み又は届出のときに納付しなければならない。ただし、同年3月31日までに申込み等をした給水装置工事で、材料の検査又は工事のしゅん工検査若しくは再検査が同年4月1日以後となったときは、既に納付した額を申込み等をした者に還付するものとする。
- 7 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減免することができる。
- 8 旧藤岡町区域において給水装置の新設又は改造をしようとする者は、編入日から平成18年3月31日までの間、メーター口径30ミリメートルの給水装置の新設又はメーター口径30ミリメートルへの変更をしてはならない。
- 9 管理者は、編入日から平成18年3月31日までの間に受付けした旧藤岡町区域における給水装置の新設等の設計及び工事については、第7条第1項の規定にかかわらず、指定事業者に行わせることができる。
- 10 前項の規定により、指定事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の竣工検査を受けなければならない。
- 11 管理者は、第9項の規定により指定事業者が給水装置工事を施行する場合は、配水管から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 12 管理者は、第9項の規定により指定事業者が給水装置工事を施行する場合は、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他工事上の条件を指示することができる。
- 13 編入日から平成18年3月31日までの間に旧藤岡町区域において給水装置の新設等を管理者に申し込む者（第9項の規定により指定事業者に行わせる場合を除く。）は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、旧藤岡町条例第9条に定める給水装置の工事費の概算額を公道工事費として納付しなければならない。この場合において、既に納付した公道工事費は、しゅん工後に清算するものとする。
- 14 編入前の西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町及び同郡稲武町

の区域においてこれらの町村の編入の日前に工事を完了した給水装置の所有権については、旧藤岡町条例、小原村簡易水道事業給水条例（昭和61年小原村条例第11号）、足助町簡易水道事業給水条例（平成7年足助町条例第24号）、下山村簡易水道事業給水条例（平成10年下山村条例第9号）、旭町簡易水道事業給水及び管理に関する条例（昭和44年旭町条例第29号）及び稲武町簡易水道事業給水条例（昭和56年稲武町条例第8号）の例による。ただし、当該編入の日以後に改造、移転又は修繕を行った給水装置の所有権については、第10条の規定により、工事申込者に移転するものとする。

（昭和35年条例第8号～平成2年条例第22号の改正附則 省略）

附 則（平成4年7月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月22日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 水道メーターの点検定例日（以下「定例日」という。）が平成6年4月1日から平成6年4月30日までの間である料金は、改正前の豊田市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）第23条の規定により算定するものとし、定例日が平成6年5月1日から平成6年5月31日までの間である料金は、その使用水量の2分の1（1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）を旧条例第23条の規定により、2分の1（1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を改正後の豊田市水道事業給水条例第23条の規定により算定するものとする。ただし、施行日以後に給水を開始したものは、この限りでない。

附 則（平成7年3月31日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月27日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前から継続して供給している水道の使用で施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、改正後の豊田市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 新条例第27条の規定は、施行日以後に給水装置の新設工事又は既設給水装置の改造工事の申込みをする者から適用し、施行日前に給水装置の新設工事又は既設給水装置の改造工事の申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則(平成9年12月24日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、改正後の豊田市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第27条の規定は、平成10年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 定例日(新条例第23条に規定する定例日をいう。以下同じ。)が平成10年4月1日から平成10年5月31日までの間である料金は、改正前の豊田市水道事業給水条例(以下「旧条例」という。)第23条の規定により算定するものとする。ただし、施行日以後に給水を開始したものは、この限りでない。
- 3 新条例第22条第2項において、平成10年3月31日までに設置されているメーターで口径が13ミリメートルのものについては、その定例日が平成12年5月31日までの間である水量料金の1

立方メートル当たり料金は、10立方メートルまで61円とする。

- 4 平成10年3月31日までに申し込んだ給水装置工事で、メーター口径が20ミリメートルのものについてそのメーターの設置が施行日以後になった場合、新条例第26条に規定する新規給水負担金と旧条例第27条に規定する新規給水負担金との差額を、申込者に還付するものとする。
- 5 平成10年3月31日までに申し込んだ給水装置工事で、材料の検査又はしゅん工検査若しくは同再検査が、施行日以後になった場合、旧条例第28条の規定により徴収した手数料は、申込者に還付するものとする。

附 則（平成12年3月29日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年9月27日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第56号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月25日条例第50号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第143号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月27日条例第134号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日条例第33号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月24日条例第85号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊田市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第7条の規定は、施行日以後に新条例第5条第1項の規定による申込みがあった給水装置に係る工事について適用する。
- 3 新条例第30条の規定は、施行日以後に申請又は申込みをした者について適用する。
- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(豊田市簡易水道等給水条例の一部改正)

- 5 豊田市簡易水道等給水条例(平成16年条例第77号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年3月25日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前から継続して供給している水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、改正後の豊田市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 新条例第28条第1項の規定は、施行日以後に給水装置の新設工事又は既設給水装置の改造工事の申込みをする者について適用し、施行日前に給水装置の新設工事又は既設給水装置の改造工事の申込みをした者については、なお従前の例による。

- 5 新条例第29条第3項の規定は、施行日以後に給水設備等の契約の変更の申出をする者について適用し、施行日前に給水設備等の契約の変更の申出をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月26日条例第71号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項の規定により厚生労働大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則（令和元年9月26日条例第54号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）については、改正後の豊田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 新条例第28条第1項の規定は、施行日以後に給水装置の新設工事又は既設給水装置の改造工事の申込みをする者について適用し、施行日前に給水装置の新設工事又は既設給水装置の改造工事の申込みをした者については、なお従前の例による。
- 5 新条例第29条第3項の規定は、施行日以後に給水設備等の契約の変更の申出をする者について適用し、施行日前に給水設備等の契約の変更の申出をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月28日条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第29条の改正規定は、令和4年4月1日

から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊田市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第5条第3項の規定は、令和5年4月1日以後に給水装置の新設又は改造に係る申込みをする者について適用し、同日前に給水装置の新設又は改造に係る申込みをした者については、なお従前の例による。
- 3 令和5年4月1日において現に改正前の豊田市水道事業給水条例の規定による隔測契約を締結している者の取扱いについては、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年12月22日条例第70号)

(施行期日)

- 1 この条例中第15条第1項の改正規定は公布の日から、第1条の改正規定、第7条第2項及び第4項の改正規定並びに同条中第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定は令和5年4月1日から、第24条第2項の表及び第25条第3項の表の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊田市水道事業給水条例第7条第4項及び第5項の規定は、令和5年4月1日以後に給水装置の新設等の申込みをする者について適用し、同日前に給水装置の新設等の申込みをした者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の豊田市水道事業給水条例第24条第2項及び第25条第3項の規定にかかわらず、令和6年4月1日前から継続して供給している水道の使用で、同日から同年5月31日までの間に初めて水道料金(同条例第25条の2の規定により算出される料金をいう。以下同じ。)の支払を受ける権利が確定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。

別表第1(第24条関係)

区域
豊田市浅谷町、旭八幡町、明賀町、有間町、伊熊町、池島町、一色町、市平町、太田町、大坪町、押井町、小渡町、伯母沢町、加塩町、上切町、上中町、日下部町、小田町、小畑町、榊野町、笹戸町、三分山町、島崎町、下切町、下中町、杉本町、須渕町、惣田町、田茂平町、時瀬町、東萩平町、槇本町、万町町、万根町及び余平町の全域並びに豊田市安実京町、明川町、足助白山町、足助町、阿蔵町、綾渡町、石畳町、石飛町、市場町、稲武町、井ノ口町、岩下町、岩谷町、牛地町、有洞町、上八木町、漆畑町、宇連野町、永太郎町、大井町、大岩町、大ヶ蔵連町、大河原町、大蔵町、大桑町、大坂町、大蔵連町、

大平町、大多賀町、大塚町、大沼町、大野瀬町、大洞町、乙ヶ林町、押山町、小田木町、小滝野町、小原大倉町、小原北町、小原田代町、小原町、折平町、国閑町、籠林町、柏ヶ洞町、鍛冶屋敷町、蕪木町、上川口町、上切山町、上小田町、上佐切町、上渡合町、上仁木町、上脇町、苧萱町、川下町、川手町、川面町、神殿町、喜佐平町、木瀬町、北一色町、北大野町、北小田町、北篠平町、霧山町、国谷町、樽俣町、黒田町、桑田和町、桑原田町、桑原町、御所貝津町、五反田町、小町、小手沢町、雑敷町、沢田町、沢ノ堂町、三箇町、塩ノ沢町、閑羅瀬町、下川口町、下国谷町、下佐切町、下平町、下仁木町、白川町、白倉町、新盛町、菅生町、李町、摺町、千田町、川見町、田折町、高野町、竜岡町、田津原町、立岩町、田平沢町、田振町、玉野町、千洗町、近岡町、葛沢町、葛町、椿立町、坪崎町、寺平町、東郷町、百月町、栃立町、栃ノ沢町、栃本町、戸中町、富岡町、富永町、中立町、中当町、永野町、梨野町、夏焼町、荷掛町、西市野々町、西檜尾町、西丹波町、西中山町、西萩平町、西細田町、怒田沢町、野入町、野林町、野原町、則定町、迫町、花沢町、羽布町、冷田町、日面町、東大島町、東大林町、東大見町、東川端町、東渡合町、東中山町、久木町、平岩町、平沢町、平瀬町、平畑町、平折町、深見町、藤岡飯野町、武節町、二夕宮町、北曾木町、細田町、前洞町、松名町、御内町、御蔵町、実栗町、三ツ久保町、御作町、宮代町、室口町、岩神町、築平町、山谷町、山ノ中立町、遊屋町、四ツ松町、連谷町及び月原町の各一部

別表第2（第24条関係）

区域
豊田市蘭町、大沼町、黒坂町、小松野町、下山田代町及び和合町の各一部

豊田市水道事業給水条例施行規程

昭和42年3月31日

水道局管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、豊田市水道事業給水条例（昭和34年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事等の申込み)

第2条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設等の申込みは、給水装置工事承認申請書（様式第1号）によるものとする。

2 給水装置の工事申込みは、次の区分によるものとする。

(1) 給水装置の新設、改造

(2) 給水装置の設計変更、工事の申込みの取消し

(3) 給水装置の撤去

3 前項の給水装置の撤去の申込みを受けたときは、給水装置を切り離すものとする。

4 条例第5条第2項に規定する給水設備等に係る契約の申込み並びに条例第29条第1項に規定する隔測契約の更新及び同条第2項の規定による隔測契約から直読契約への変更の申出は、給水設備等に係る契約承認申出書（様式第2号）によるものとする。

(承認通知書)

第3条 事業管理者（以下「管理者」という。）は、条例第5条第1項の規定による承認をしたときは、給水装置工事承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 管理者は、条例第5条第2項並びに第29条第1項及び第2項の規定による承認をしたときは、給水設備等に係る契約承認通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(承諾書)

第4条 条例第7条第5項の管理者が別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 他人の私有本管から分岐引用する場合

(2) 給水装置を他人の土地に布設する場合

(自家用給水設備の使用)

第5条 自家用給水設備（井戸水等を供給するための設備をいう。）を施設のまま給水装置として使用しようとするときは、あらかじめ自家用給水設備使用承認申請書（様式第5号）により管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（公道内給水装置の管理移管）

第6条 給水装置のうち公道内給水装置（条例第8条第1項で規定する公道内給水装置をいう。以下同じ。）は、工事完成後、直ちに市に管理移管するものとする。

2 前項により管理移管を受けた公道内給水装置について、管理者は責任をもってこれを管理するものとし、公道内給水装置のうち配水管に準ずる給水管については、管理者が改良する。

（給水装置工事申込みの取消し）

第7条 給水装置工事の申込者が工事費を指定期限内に納付しないときは、当該給水装置工事に対する申込みを取り消すことができるものとし、これにより損害を生ずることがあっても管理者はその責めを負わない。

（給水装置工事の施行承認期限）

第8条 条例第7条第1項の規定により指定事業者（同項で規定する指定事業者をいう。以下同じ。）に施行させる場合には、施行承認期限を定めるものとし、その期限は特別なものを除き施行を許可した日から120日間とする。

2 指定事業者が施行承認期限内に工事を完了することができない場合は、給水装置工事施行承認延期申請書（様式第6号）により、その理由を明らかにして同期限の延長を申し出ることができる。

3 管理者は、期限の延長の申出に対して、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるときは、60日間を一期限として施行承認期限の延長をすることができる。

4 第2項の場合において、期限延長の申出がないときは、工事施行の意志がないものとして当該工事の承認を取り消すことができるものとし、これにより損害を生ずることがあっても管理者はその責めを負わない。

（給水装置の変更等の工事）

第9条 道路の新設、改良その他の原因によって配水管及び附属用具並びに給水装置の移転、改造及びその他の変更工事を必要とするときは、あらかじめ管理者に申し出てその承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、管理者が必要と認めたときは、申出がないときであっても管理者が当該変更工事を施行するものとする。

3 前2項の工事に要した費用は、その工事を必要ならしめた者の負担とする。

(私有本管所有者の中止又は撤去)

第10条 支管分岐引用者のある私有本管所有者が水道使用の中止又は私有本管の撤去をしようとするときは、あらかじめ分岐引用者と協議して必要な措置をとったうえで申し込まなければならない。

2 前項の場合において支管分岐引用者は、自己の所有する給水装置の改造又は私有本管取得の手続を行うものとし、当該手続によって変更となった内容を速やかに管理者に届け出なければならない。

(管理人)

第11条 条例第14条の規定による管理人を選定又は変更したときは、選定又は変更した日から3日以内に届け出なければならない。

2 管理人は、おおむね次に掲げる事項を処理しなければならない。

(1) 水道の使用開始又は中止に関すること。

(2) 料金、メーター負担金又は弁償金の納付

(3) 給水装置の修繕又は給水設備の改造若しくは修繕の請求

(メーターによる計量をしない給水栓)

第12条 消防署の管理する防火水槽又は防火用水へ補水する給水装置その他これに類するものは、メーターによる計量をしない。

(メーターの管理義務)

第13条 水道使用者等はメーターを清潔に保管し、設置場所には点検又は修理に支障を生じるような物件を堆積し、又は工作物を設けてはならない。

2 メーターの点検又は修理に支障があると認めたときは、管理者はメーターの位置を変更するものとし、その費用は水道使用者等の負担とする。

(私設消火栓の使用)

第14条 私設消火栓を火災のため使用したときは、使用した日から3日以内に私設消火栓使用届(様式第7号)により届け出なければならない。

2 私設消火栓を演習のため使用しようとするときは、使用しようとする日の3日前までに臨時演習使

用申請書（様式第8号）により申し込まなければならない。

（給水装置所有者及び水道使用者の変更）

第15条 給水装置の売買、譲渡等によって給水装置の所有者を変更したとき、又は水道使用者を変更したときは、変更した日から3日以内に届け出なければならない。

（公道内給水装置の修繕）

第16条 公道内給水装置を破損したとき、又は漏水を発見したときは、管理者に修繕工事の請求をするものとし、当該修繕工事の費用は、修繕を必要ならしめた者の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、前項の請求を受けたときは直ちに修繕工事をしなければならない。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第17条 条例第22条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（1）次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検等必要な措置を講ずること。

ウ給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（2）前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

（メーター点検及び試験における異議の申立て）

第18条 水道使用者等は、メーターの計量結果に対して異議があるときは、メーター試験請求書（様式9号）によりメーターの点検及び試験を申し出ることができる。

2 水道使用者等は、メーターの点検及び試験に立ち会わなかったときは、その結果に対して異議の申立てをすることができない。

(メーター口径を変更したときの料金)

第19条 メーターの口径を変更したときの料金は、次の各号に定めるところにより算定する。

(1) 基本料金及び水量料金のいずれもその月のうち使用日数の多いメーター口径により算定する。

ただし、使用日数が同じときは、変更後のメーター口径により算定する。

(2) 口径変更をしない月の料金は、使用したメーター口径と使用水量により算定する。

(3) 前2号に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(使用水量の認定)

第20条 料金算定の基準となる使用水量が事実と一致しないと認めるとき、又は使用水量が不明のときは前6月間の平均使用水量、前年同期の実績その他の使用状況を考慮して管理者が認定する。

(身分証明書の携帯)

第21条 給水装置の検査及びメーターの点検その他給水管理調査等に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の身分を示す証明書は、豊田市上下水道局職員証(様式第10号)によるものとする。

(屋内給水装置の改善命令)

第22条 管理者が屋内給水装置を検査した場合において、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置改善指示書(様式第11号)により改善を指示するものとする。

(新規給水負担金等の徴収方法)

第23条 新規給水負担金、メーター負担金、公道工事費及び立会検査手数料は、納入通知書により徴収するものとする。

(新規給水負担金の軽減又は免除)

第24条 条例第31条の規定により新規給水負担金を軽減し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 既設給水装置を改造し、当該改造した給水装置により給水を受けるとき。

(2) 家屋等を移転する場合で、既設給水装置を廃止し、新設した給水装置により給水を受けるとき。

2 前項各号の場合において、メーターの口径が増径となるときは、前項の規定にかかわらず、既設の

メーターの口径に係る新規給水負担金の額に相当する金額を軽減するものとする。

- 3 条例第31条の規定により、新規給水負担金の減免を受けようとする者は、新規給水負担金減免申請書（様式第12号）を管理者に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

（町村の編入に伴う経過措置）

- 2 編入前の西加茂郡藤岡町の区域における給水装置工事の公道工事費に係る算定については、編入の日から平成18年3月31日までの間は、この規程の規定にかかわらず、藤岡町水道事業給水条例施行規程（平成2年規程第14号）の例による。
- 3 西加茂郡藤岡町、西加茂郡小原村、東加茂郡足助町、東加茂郡下山村、東加茂郡旭町及び東加茂郡稲武町（以下「旧町村」という。）の編入の日から平成18年3月31日までの間に、旧町村及び旧町村を編入する前の豊田市の区域間で家屋等を移転する場合における新規給水負担金の軽減又は免除については、管理者が別に定める。

（申請書等の使用）

- 4 この規程施行の際、現に使用中の申請書等は当分の間従前のものを使用することができる。

（昭和44年水管規程第3号～昭和55年水管規程第4号の改正附則 省略）

附 則（平成4年12月21日水管規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の各規程の規定に基づいて作成されている帳票、用紙等は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成5年12月22日水管規程第5号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月24日水管規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。ただし、改正前の豊田市水道事業給水条例施行規程（以下「旧規程」という。）第27条及び第28条の改正規定（メーター負担金に係る部分に限る。）は、平成10年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に旧規程に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成12年9月27日水管規程第6号）

この規程は、平成12年9月27日から施行する。

附 則（平成13年3月30日水管規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の各規程の規定に基づいて作成されている帳票、用紙等は、改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成14年3月26日上下水管規程第3号）

この規程は、平成14年3月26日から施行する。

附 則（平成14年12月25日上下水管規程第8号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に改正前の水道事業給水条例施行規程の規定に基づいて作成されている帳票、用紙等は、改正後の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成16年12月27日上下水管規程第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月24日上下水管規程第5号）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に、改正前の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定に基づいて作成されている帳票、用紙等は、改正後の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成25年7月5日上下水管規程第6号)

この規程は、平成25年7月5日から施行し、改正後の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月31日上下水管規程第4号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日上下水管規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成30年12月28日上下水管規程第4号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日上下水管規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和2年12月25日上下水管規程第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和4年4月27日上下水管規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和4年12月28日上下水管規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前になされた給水装置の新設等の申込みに係る施行日以後における承諾書の提出その他の手続については、改正後の豊田市水道事業給水条例施行規程(以下「新規程」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の豊田市水道事業給水条例施行規程の規定に基づいて作成されている帳票は、新規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程

平成10年3月30日

水道局管理規程第1号

豊田市水道局指定工事人規程（昭和42年水道局管理規程第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 指定事業者の指定等（第4条～第10条）

第3章 主任技術者（第11条・第12条）

第4章 指定事業者の義務等（第13条～第19条）

第5章 雑則（第20条～第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、豊田市水道事業給水条例（昭和34年条例第10号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

（2）政令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

（3）省令 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

（4）給水装置 条例第3条第1号に規定する給水管及び給水用具をいう。

（5）給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（省令第13条に規定する軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

（6）管理者 事業管理者をいう。

（7）主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。

（業務処理の原則）

第3条 指定事業者は、法、政令、省令、条例、豊田市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道局管理規程第1号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定事業者の指定等

（指定等の申請）

第4条 条例第7条第1項に規定する指定事業者の指定は、給水装置工事業を行おうとする者の申請により行うものとし、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の指定（前項の規定による指定の更新を含む。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を管理者に提出しなければならない。

（1）氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び役員の氏名

（2）条例第2条に規定する給水区域において給水装置工事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定により、それぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

（3）事業の範囲

（4）給水装置工事業を行うために有している機械器具の名称、型式及び性能並びに数量

3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（1）次条第3号アからキまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する誓約書

（2）個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

4 第1項の規定による更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（指定の基準）

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イやすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウトーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア給水装置工事の事業を適正に行うに当たって、心身の故障により必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者として管理者が認めたもの

イ破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

カその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

キ法人であって、その役員のうちアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

（指定事業者証の交付）

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに当該指定事業者へ豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者証（様式第1号。以下「指定事業者証」という。）を交付する。

2 指定事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の規定により指定の取消しを受けたときは、指定事業者証を管理者に返納しなければならない。

3 指定事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の規定により指定の停止を受けたときは、指定事業者証を管理者に提出しなければならない。

4 指定事業者は、指定事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、変更のあった日から30日以内に、書面により管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合、第5条第3号アからキまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する誓約書及び登記事項証明書

3 指定事業者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、書面により管理者に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。

(2) 第5条各号に適合しなくなったとき。

(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第12条各項の規定に違反したとき。

(5) 第13条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。

(6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(7) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定事業者に特別の事情があると認めるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 管理者は、次の各号に該当するときは、豊田市公告式条例（昭和29年条例第15号）の規定により、その都度これを公示するものとする。

(1) 第4条の規定により指定事業者を指定したとき。

(2) 第7条の規定により指定事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。

(3) 第8条の規定により指定事業者の指定を取り消したとき。

(4) 前条の規定により指定事業者の指定を停止したとき。

第3章 主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「基準省令」という。）に定める基準に適合していることの確認

(4) 給水装置工事を完了した旨の管理者への連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任しなければならない。

2 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けたときは、その欠けた日から14日以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。

- 3 指定事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、遅滞なく、書面により管理者に届け出なければならない。
- 4 指定事業者は、主任技術者の選任を行うに当たって、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないと管理者が認めたときは、この限りでない。

第4章 指定事業者の義務等

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定事業者は、次に掲げる指定給水装置工事の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号の職務を行う者を指名すること。
- (2) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (3) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア政令第6条及び基準省令に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ管理者が別に定める技術上の基準に適合しない給水装置工事を行うこと。

ウ給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

- (4) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア施主の氏名又は名称

イ施行の場所

ウ施行完了年月日

エ主任技術者の氏名

オしゅん工図

カ給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(修繕工事の報告)

第18条 指定事業者は、条例第19条第3項の規定による修繕工事を施行したときは、毎月10日(その月の10日が豊田市の休日を定める条例(平成元年条例第61号)に規定する市の休日となるときは、その翌日又は翌々日)までに、1月分をまとめて屋内給水装置修繕工事報告書(様式第8号)により管理者に報告しなければならない。

(協力の要請)

第19条 管理者は、暴風雨、地震その他の災害の発生に際し、本市の水道施設の復旧又は応急処置を講ずるため、当該復旧又は応急処置の業務に関して指定事業者の協力を要請することができるものとする。

第5章 雑則

(指定事業者名簿)

第20条 管理者は、指定事業者名簿を備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。

(審査委員会)

第21条 指定事業者に関し、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 第5条の規定による指定事業者の指定に関すること。
- (2) 第8条の規定による指定事業者の指定の取消しに関すること。
- (3) 第9条の規定による指定事業者の指定の停止に関すること。

3 審査委員会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(講習会)

第22条 管理者は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定事業者、主任技術者その他給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他の団体の実施する講習会を推薦することができる。

(紛糾に対する本市の立場)

第23条 指定事業者と工事請求者のいかなる紛糾にも、本市はこれに介入しない。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の豊田市水道局指定工事人規程(以下「旧規程」という。)の規定により認可を受けている指定工事人については、平成10年4月1日から90日間(次項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間)は、条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。

3 旧規程により指定を受けている指定工事人が、平成10年4月1日から90日以内に、次に掲げる事項を管理者に届け出たときは、条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び役員の氏名

(2) 事業の範囲

(3) 事業所の名称及び所在地

4 前項の届出は、旧指定給水装置工事事業者届によるものとする。

5 前項の届出書には、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本を添付しなければならない。

6 第3項の届出を行おうとする指定工事人は、届出と同時に旧規程に基づく指定工事人認可証を管理者に返納しなければならない。

7 管理者は、第3項の届出を受理したときは、速やかに改正後の豊田市水道局指定給水装置工事事業者規程(以下「新規程」という。)第6条に定める指定事業者証を交付する。

8 第3項の規定により、条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされた者についての新規程第8条

の規定の適用については、平成11年3月31日までの間、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号まで又は第5号から第8号まで」と、「第5条各号」とあるのは「第5条第2号又は第3号」とする。

9 第3項の規定により、条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされた者について、新規程第13条を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第2号及び第4号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は旧規程による責任技術者の資格を有する者」とする。

10 旧規程に基づく責任技術者で、平成10年3月31日において次の各号のいずれかに該当するものは、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前項に定める経過措置の適用に当たり、旧規程による責任技術者の資格を有する者に当たるとみなす。

（1）旧規程に基づく責任技術者としての登録を受けている者

（2）旧規程に規定する責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者

（3）その他管理者が前号の者に相当すると認める者

附 則（平成12年3月29日水管規程第2号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日水管規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の各規程の規定に基づいて作成されている帳票、用紙等は、改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成23年3月31日上下水管規程第9号）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年2月28日上下水管規程第1号）

この規程は、平成24年2月28日から施行する。

附 則（平成24年3月30日上下水管規程第5号）

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日上下水管規程第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に改正前の豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年 9 月 26 日上下水管規程第 7 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 項第 1 号の改正規定、第 5 条第 3 号ア及びカの改正規定並びに同号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次にイを加える改正規定、第 7 条第 2 項第 2 号の改正規定並びに様式第 2 号の改正規定並びに次項の規定は、同年 9 月 26 日から施行する。

- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の規定は、令和元年 9 月 14 日から適用する。

（経過措置）

- 3 この規程の施行の際現に改正前の豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づいて作成されている帳票（様式第 1 号に限る。）は、改正後の豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（指定の有効期間）

- 4 令和元年 10 月 1 日において現に旧規程第 4 条第 1 項の指定を受けている者の指定の有効期間については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、同年 9 月 30 日から起算して当該各号に定める期間を経過する日までとする。

（1）旧規程第 5 条第 1 項の指定を受けた日（以下「指定を受けた日」という。）が平成 10 年 4 月 1

日から平成 11 年 3 月 31 日までの間である場合 1 年

（2）指定を受けた日が平成 11 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間である場合 2 年

（3）指定を受けた日が平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間である場合 3 年

(4) 指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場合 4年

(5) 指定を受けた日が平成25年4月1日から令和元年9月30日までの間である場合 5年

附 則 (令和2年3月26日上下水管規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和2年12月25日上下水管規程第14号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和4年12月28日上下水管理規程第7号)

この規程は、令和4年12月28日から施行する。

豊田市水道工事分担金条例

昭和46年1月9日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、水道事業の整備促進を図るため、工事分担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事分担金徴収の対象)

第2条 工事分担金（以下「分担金」という。）徴収の対象は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宅地造成団地内に給水設備をするため配水管の布設工事を申し込むもの

(2) 給水の目的により、次に掲げる特別な施設等の必要なもの

ア加圧施設

イ公道内において、既設配水管より100メートルを超えて布設する配水管

ウ既設の給水能力を超えて給水するために必要な施設

エその他特別な施設

(3) 既設の施設を移転、又は改良等の工事に至らしめたもの

(4) 既設の施設を破損したもの

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、当該工事に係る総経費に相当する額とする。

(分担金の徴収方法)

第4条 分担金の徴収は、納入通知書によって徴収するものとする。

(分担金の追徴又は還付)

第5条 当該工事がやむを得ない理由により変更又は中止に至ったときは、これに応じて分担金の額を変更し、追徴又は還付をするものとする。

(申込者の義務)

第6条 この条例の適用を受ける者は、国が示す水道施設基準及び本市の給水装置基準に違反し、又は実需要に比べ過少な口径で申込みをしてはならない。なお、給水開始後において、この基準等に適合していないことが明らかとなったときは、事業管理者（以下「管理者」という。）の改善指示に従わなければならない。

2 前項の改善指示に従わないときは、給水の制限ができるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和46年3月31日までに受理した工事の申込みは、なお従前の例による。ただし、工事の完成が本条例の施行日以後の工事施行許可の日から起算して60日を経過するもの、又は超える見込みのあるものは、この条例を適用する。

3 この条例の施行日前に、連名をもって配水管の布設願書を提出し、かつ、当該工事費を市の請求により納入した者は、この条例に定める分担金を納付したものとみなす。

(藤岡町の編入に伴う経過措置)

4 西加茂郡藤岡町の編入の日から平成18年3月31日までの間に編入前の西加茂郡藤岡町の区域において行う工事の工事着手届を受理したものについては、第2条第2号イの規定にかかわらず、藤岡町水道工事分担金徴収条例(平成10年藤岡町条例第19号)の例による。

(昭和50年条例第44号の改正附則 省略)

附 則(平成4年7月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第56号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月27日条例第142号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

豊田市水道工事分担金規程

昭和46年1月25日

水道局管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、豊田市水道工事分担金条例（昭和46年条例第1号。以下「条例」という。）

第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(工事の申込み)

第2条 水道工事の申込みは、次の区分によるものとする。

(1) 配水施設の建設

(2) 施設の移転、改良

(3) 施設の破損復旧

2 前項第2号及び第3号の規定による工事の申込みは、電話等によることができるものとする。

(総経費)

第3条 条例第3条に規定する工事に係る総経費は、次に掲げるものの合計額とする。ただし、特別の費用を必要とする場合は、その費用を加算するものとする。

(1) 材料費

(2) 工事費

(3) 諸掛費

(4) 事務費

2 前項第4号に定める事務費の種類及びその分担率は、別表のとおりとし、同表中総工事費は、材料費、工事費及び諸掛費を加えたものとする。

(事故分担金)

第4条 条例第2条第4号に規定する既設の施設を破損したもののうち、給水上重大な支障となる施設の破損をしたものから、修繕工事に係る総経費のほかに、事故に係る分担金（以下「事故分担金」という。）を徴収するものとする。

2 前項の金額は、構築物の形態と重要度、配水管の口径及び断水の範囲、又はその状況等の調査結果に基づき計算された実質損害額を基準として算定する。

(額の決定者)

第5条 工事分担金（以下「分担金」という。）の額の決定は、事業管理者（以下「管理者」という。）が行うものとする。

（工事着手）

第6条 工事の着手は、分担金の納入後とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（分担金の納期）

第7条 分担金の納期は、発行の日の翌日から起算して20日以内とする。

（配水管の布設限度）

第8条 条例第2条第2号イにより管理者が配水管の布設をしようとする場合は、国、県及び市が現に管理する道路並びにこれに準ずる道路に限るものとする。

（様式）

第9条 条例又は、この規程の施行に必要な書類は、次に定めるところにより作成しなければならない。

- （1）配水管布設工事申込書 様式第1号
- （2）施設移転改良工事申込書 様式第2号
- （3）施設破損復旧工事申込書 様式第3号
- （4）工事施行決定通知書 様式第4号

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（藤岡町の編入に伴う経過措置）

2 編入前の藤岡町の区域における工事の工事分担金については、西加茂郡藤岡町の編入の日から平成18年3月31日までの間は、この規程の規定にかかわらず、藤岡町水道工事分担金徴収規則（平成10年藤岡町規則第7号）及び藤岡町水道工事分担金徴収要綱（平成10年要綱第1号）の例による。

（昭和49年水管規程第8号～昭和58年水管規程第4号の改正附則 省略）

附 則（平成4年12月21日水管規程第4号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の各規程の規定に基づいて作成されている帳票、用紙等は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成13年3月30日水管規程第1号）

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の各規程の規定に基づいて作成されている帳票、用紙等は、改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成16年12月27日上下水管規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事務費の種類及び分担率

事務費の種類	事務費の内容	事務費の分担率
一般事務費	工事の設計、監督、事務の経費	1 総工事費が1,000万円以下の場合 総工事費の6% 2 総工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合 総工事費の4%又は60万円のいずれか高い方 3 総工事費が3,000万円を超える場合 総工事費の3%又は120万円のいずれか高い方
附帯工事雑費	バルブ操作、断水洗管、通水作業、水圧水質チェック、給水PR活動、水損等及び間接経費	総工事費の9%

3階直圧給水及び直結増圧給水の設計並びに維持管理に関する要綱

3階直圧給水及び直結増圧給水実施要綱（平成13年4月1日施行）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 3階直圧給水及び直結増圧給水の対象（第2条・第3条）
- 第3章 設計及び構造（第4条～第16条）
- 第4章 申請（第17条～第23条）
- 第5章 維持管理（第24条～第27条）
- 第6章 雑則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、3階直圧給水及び直結増圧給水の設計並びに維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 3階直圧給水及び直結増圧給水の対象

（対象区域）

第2条 給水区域のうち、配水管最小動水圧が原則として0.25Mpa以上のところとする。

（対象建物）

第3条 3階直圧給水の対象建物は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）3階建ての専用住宅
- （2）店舗
- （3）店舗付き住宅
- （4）集合住宅
- （5）事務所
- （6）事務所付き住宅

2 直結増圧給水の対象建物は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）一日最大使用水量がおおむね20m³以下の専用住宅
- （2）店舗
- （3）店舗付き住宅
- （4）集合住宅
- （5）事務所
- （6）事務所付き住宅

3 第1項第4号に該当する集合住宅の戸数は、ファミリータイプで16戸程度、ワンルームタイプで32戸程度までとする。

- 4 第1項各号に該当する建物の最高位の給水栓の高さは、配水管の土被りから給水装置の最上部までの高低差がおおむね8mとし、太陽熱利用温水器を設置する場合、その高さは13mとする。ただし、3階に当たる場所に消火水槽用の給水栓のみを設置する場合は、第17条に定める事前協議の対象としない。
- 5 第2項第4号に該当する集合住宅の戸数は、ファミリータイプで22戸程度、ワンルームタイプで44戸程度までとする。
- 6 第2項各号に該当する建物の最高位の給水栓の高さは、配水管の土被りから給水装置の最上部までの高低差がおおむね30m（10階程度）とする。
- 7 災害等により断水の影響を大きく受ける施設（病院、学校、ホテル等）及び薬品等の使用により配水管を汚染する恐れのある施設（クリーニング、印刷会社等）は受水槽給水方式とする。

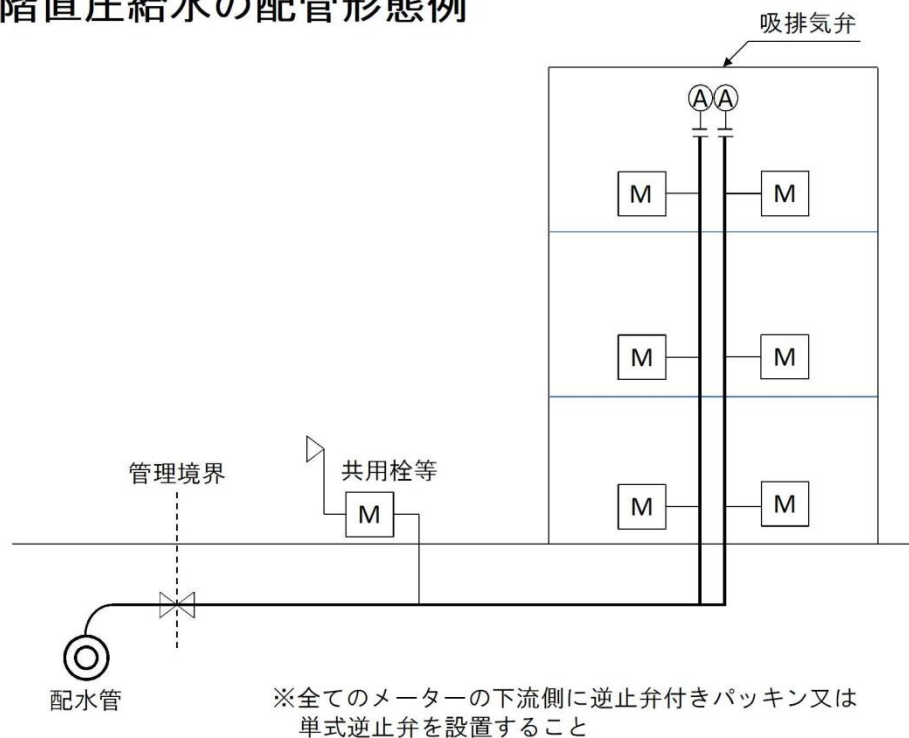
第3章 設計及び構造

（配管形態）

第4条 配管形態例は次の各号のとおりとする。

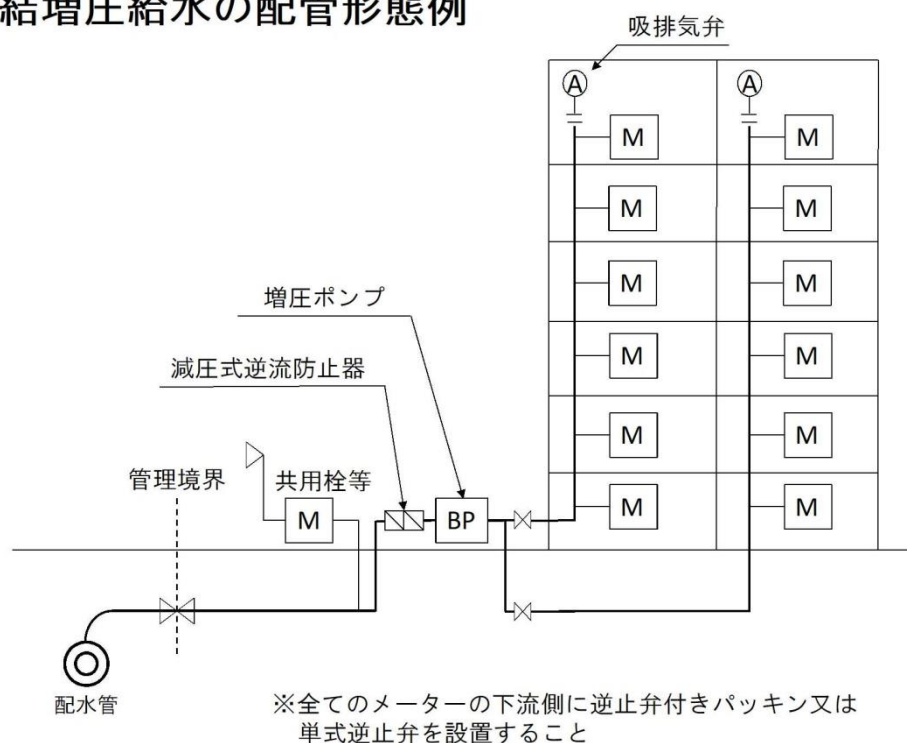
（1）3階直圧給水の場合

3階直圧給水の配管形態例



（2）直結増圧給水の場合

直結増圧給水の配管形態例



(配水管口径)

第5条 3階直圧給水及び直圧増圧給水に給水できる配水管の口径は、50mm以上とする。

(給水取出し口径)

第6条 3階直圧給水及び直圧増圧給水に給水する給水取出しの口径は、40mm以下とする。

(メーター口径)

第7条 3階直圧給水の場合、1戸建て専用住宅及び店舗付き住宅のメーター口径は20mm及び25mmとし、集合住宅等の各戸のメーター口径は原則として20mmとする。

2 直結増圧給水の場合、各戸に設置するメーター口径は、原則として20mmとする。また、ポンプの口径は給水管口径と同口径又はそれ以下とする。

(逆止弁の設置)

第8条 3階直圧給水及び直結増圧給水の戸別メーター器の下流側に逆止弁付きパッキン又は単式逆止弁を設置しなければならない。

(増圧ポンプの設置)

第9条 直結増圧給水の増圧ポンプは、(公社)日本水道協会認証品の水道用直結加圧形ポンプユニット(JWWA B 130)とし、建物1棟につき1装置とする。

2 増圧ポンプは、原則として1階又は地下1階部分で点検、維持管理等をすることが

できる場所に設置し、流入及び流出側の接合部には適切な防振対策を施さなければならない。

- 3 原則として、増圧ポンプの上流側に減圧式逆流防止器を設置しなければならない。
- 4 前項に定める減圧式逆流防止器は、(公社)日本水道協会認証品の減圧式逆流防止器(JWWA B 134)とする。
- 5 第3項に定める減圧式逆流防止器を設置するときは、減圧式逆流防止器から排出される排水に備えて適切な排水設備を設けなければならない。
- 6 増圧ポンプを分岐配水管より低い位置に設置する場合は、給水管の有効な場所に空気弁等を設置し、エア抜き対策を取らなければならない。

(ポンプの制御)

第10条 増圧ポンプの1次圧力センサーは減圧式逆流防止器の直近上流部に設置しなければならない。

- 2 1次圧力センサーは、流入圧力が0.07Mpa以下に低下したときにポンプが自動停止し、0.1Mpa以上になったときは自動的にポンプが再起動するように設定することとする。
- 3 2次圧力センサーは、適切に圧力制御できるように設定することとする。

(増圧ポンプ以降の配管)

第11条 増圧ポンプ以降の配管は次の各号に定めることに配慮しなければならない。

- (1) 建物内の立ち上がり配管の最上部に吸排気弁を設置すること。また、吸排気弁からの排水等に備えて適当な排水設備を設けること。
- (2) 空気が停滞しない配管構造及び損失水頭の少ない配管形態とすること。
- (3) 凍結防止及び衝撃防止のために必要な措置を講じること。
- (4) 低層階等で給水圧が過大となる場合は、必要に応じて減圧すること。
- (5) 大便洗浄器(フラッシュバルブ)は、原則として設置してはならない。

(3階直圧給水と直結増圧給水の併用)

第12条 3階直圧給水と直結増圧給水との併用は認めない。ただし、消火用設備及び雑用水設備等はこの限りでない。

(3階直圧給水の水力計算)

第13条 3階直圧給水の水力計算に係る事項は、「3階直圧給水審査基準」に定めるところによる。

(直結増圧給水の水力計算)

第14条 直結増圧給水の水力計算に係る事項は次の各号に定めるところによる。

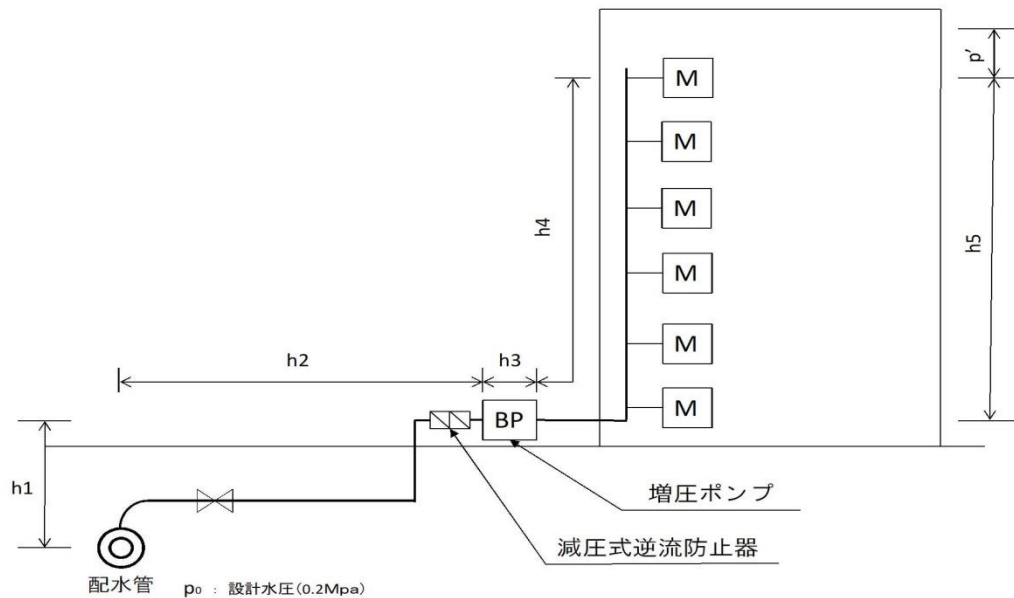
- (1) 設計水圧は0.2Mpaとする。
- (2) 設計水量は計画瞬時最大水量とし、集合住宅等については優良住宅部品認定基準(BL法)による方法で算出すること。また、事務所ビル等は給水器具の吐水量に同時使用率を考慮して算出したもの及び給水器具負荷単位により算出したもの等使用実態に即した適正な算出方法を使用すること。
- (3) 管内流速は、原則として瞬時最大水量時において2.0m以下とする。
- (4) ブースターポンプの全揚程(H)は以下のとおりとする。

$$H = h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5 + p' - p_0$$

$$= h_t + p' - p_0$$

- h_1 …… 配水管とブースターポンプとの高低差
- h_2 …… ブースターポンプの上流側の給水管、給水器具等の損失水頭
- h_3 …… ブースターポンプの損失水頭
- h_4 …… ブースターポンプの下流側の給水管、給水器具等の損失水頭
- h_5 …… ブースターポンプと末端最高位の給水器具との高低差
- p' …… 末端最高位の給水器具を使用するために必要な圧力
- p_0 …… 設計水圧 (0.2 Mpa)
- h_t …… 総損失水頭 ($h_t = h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5$)

ブースターポンプの全揚程 (H)



- 2 総損失水頭と給水器具必要圧の和を設計水圧とブースターポンプの揚程の和と比較する。
- 3 第1項第4号中のブースターポンプの損失水頭 (h_3) について、ポンプ仕様にポンプの損失圧力が含まれている場合は、損失水頭を0mとする。
(受水槽給水からの改造)

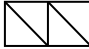
第15条 受水槽給水からの切替え工事で既設配管を再利用する場合は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日厚生省令第14号)の基準に適合するもの又は同等品以上とみなされるものでなければならない。

- 2 既設管を再利用する場合は、原則として水圧試験(1.75Mpaで1分間保持)及び水質検査を行わなければならない。

- 3 高置水槽の使用は認めないこととし、高置水槽への配管は切離し最上部に吸排気弁を設置しなければならない。
- 4 湯沸かし器などの給水用具で再使用できるものは、(公社)日本水道協会の検査合格品及び認証品などの基準合格品とする。

(製図記号)

第16条 製図記号は、次表に掲げるものとする。

器具名	記号
ブースターポンプ	BP
メーターバイパスユニット	MB
減圧式逆流防止器	

第4章 申請

(事前協議)

第17条 3階直圧給水又は直結増圧給水を申請する者は、給水装置工事承認申請前に3階直圧給水・直結増圧給水事前協議書(様式第1号)(以下「事前協議書」という。)により協議を行わなければならない。ただし、3階直圧給水の事前協議の場合は、事前協議書の裏面「使用水量」以下の記入を省略することができる。

- 2 事業管理者(以下「管理者」という。)は、提出された事前協議書の審査を行い、その結果を3階直圧給水・直結増圧給水回答書(様式第2号)により申請者宛てに通知することとする。

(水圧調査)

第18条 申請者は、前条第1項に定める事前協議を行う前に申請地直近の消火栓で24時間の水圧測定を実施しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(メーター器の設置)

第19条 3階直圧給水及び直結増圧給水に設置する戸別メーター器は、直読水道メーター又は隔測水道メーター器とする。

- 2 隔測水道メーター器を設置する場合は、豊田市水道事業給水条例第5条第3項の規定により上下水道局と契約を結ばなければならない。

(管理人及び管理業者の選定)

第20条 直結増圧給水の申請者は、増圧ポンプの維持管理や修理等に備え管理人、維持管理業者及び増圧装置管理業者(以下、「管理人等」という。)を選任しなければならない。

- 2 前項に規定する管理人等の選定は、管理人・維持管理業者届(様式第3号)によるものとし、豊田市水道事業給水条例施行規程(以下「施行規程」という。)第2条第1項に定める申込みの際に添付しなければならない。
- 3 管理人等の変更があった際は、ただちに管理人・維持管理業者届(様式第3号)を届け出なければならない。

(承諾書)

第21条 直結増圧給水の申請者は、前条に規定する管理人及び管理業者の選定、第25条に規定する定期点検並びに第27条に規定する使用者への周知について確認し、直結増圧給水承諾書(様式第4号)を施行規程第2条第1項に定める申込みの際に添付しなければならない。

(メーターバイパスユニットの設置)

第22条 メーター器の交換による一時的な断水を防ぐためにメーターバイパスユニットを設置することができる。ただし、メーターバイパスユニットは管理者が承認したものとする。

(改造工事の申請)

第23条 増圧ポンプ及びそれ以降の改造工事をするときは、施行規程第2条第1項に規定する申請をしなければならない。

第5章 維持管理

(管理区分)

第24条 第1乙止水栓を管理分界点とし、配水管から第1乙止水栓までは管理者が管理し、第1乙止水栓以降は給水装置の所有者が管理しなければならない。ただし、親メーター器及び直読メーター器は管理者が管理する。

(定期点検)

第25条 直結増圧給水装置や減圧式逆流防止器は機能を適正に保つため、管理人等は次の各号に掲げる機能について、1年以内ごとに1回の定期点検を実施しなければならない。

(1) 逆流防止機能

(2) 運転制御機能

(3) 前号に掲げるもののほか、正常な運転に必要な機能

(非常用水栓の設置)

第26条 停電、故障等によるポンプの停止に対応するため、原則として直結増圧装置上流側に直圧の非常用水栓を設置しなければならない。

(使用者への周知)

第27条 管理人等は、配水管の断水工事等により水が使用できなくなる場合は、事前に使用者に周知しなければならない。

2 管理人等は、停電や故障等により増圧ポンプが停止した場合、使用者に対して非常時の給水方法を周知しなければならない。

3 管理人等は、第19条により選任した増圧装置管理業者の連絡先等を分かりやすい場所に明示しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

3階直圧給水審査基準

1 管径決定の基準

3階直圧給水における給水管の口径は、配水管の年間最小動水圧を0.25Mpa以上、設計水圧を0.25Mpaとしたときに、設計使用水量を十分に供給することができ、かつ経済性も考慮した過大でない口径とする。

ただし、取出口径は40mm以下、メーター以降の口径は20mm又は25mmとし、設計使用水量に対する損失水頭に給水管の立上り高さを加えた値が2.5m以下となる口径とする。

2 設計使用水量

設計使用水量は給水器具の器具（用途）別使用水量と、その同時使用水栓数を考慮して決定することができる。しかし、使用者の意見を聞かないと同時使用水栓数を特定することはできないため、給水器具数と使用水量比の関係から各区間の管内流量を設定し、これを設計使用水量とする。

区間流量は次式より求める。

$$\text{区間流量} = \text{下流側給水器具の全使用水量} \div \text{下流側給水器具数} \times \text{使用水量比}$$

ここで、各給水器具の使用水量は表4（器具別使用水量）の水量とする。計算を簡略化するために給水器具1栓の使用水量を12ℓ/分としてもよいが、3階の末端の給水栓の使用水量は表4の水量とする。

また、使用水量比は表2（給水器具数と使用水量比）の値とする。

3 給水管の摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は口径50mm以下の場合はウェストン(Weston)公式、口径75mm以上の場合はヘーゼン・ウィリアムス(Hazen・Williams)公式による。

各種器具などによる損失水頭の直管換算長は表3による。

4 管径決定の手順

- ① 給水器具数と使用水量比の関係（表2）から各区間の管内流量を設定する。
- ② 管径を仮定する。
- ③ 各区間の損失水頭を求める。
- ④ 総損失水頭を求める。（各区間の損失水頭に給水管の立上り高さを加える）
- ⑤ 総損失水頭が2.5m以下であるかチェックする。
- ⑥ 総損失水頭が2.5mをこえる場合は、管径を仮定し直して再計算をする。

3階部分の水栓が、手洗いとトイレ（洗浄水槽式）のみの場合は上記の計算を省略する。

表1 同時使用率を考慮した給水栓数

総水栓数	同時使用水栓数
1	1
2～4	2
5～10	3
11～15	4
16～20	5
21～30	6

表2 給水器具数と使用水量比

給水器具数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

表3 器具類損失水頭の直管換算長(単位m)

種別 \ 口径(mm)	13	20	25	30
サドル分水栓	2.0	3.0	4.0	5.0
乙止水栓	1.5	2.0	3.0	
福弁付止水栓	3.0	8.0	8.0	
逆止弁付パッキン	3.0	3.7	4.6	
メーター	4.0	11.0	15.0	
水栓	3.0	8.0	8.0	

管継手類の相当管長を計上する場合には個々の換算長の10%を加算すること

表4 器具(用途)別使用水量及び口径

用途	使用水量(ℓ/分)	対応する給水栓の口径(mm)
台所流し	12	13
洗濯流し	12	13
洗面器	8	13
浴槽(和式)	20	13
浴槽(洋式)	30	20
シャワー	8	13
小便器(洗浄水槽)	12	13
小便器(洗浄弁)	15	13
大便器(洗浄水槽)	12	13
大便器(洗浄弁)	70	25
手洗器	5	13
散水	15	13

ウェストン公式（口径50mm以下の場合）

$$H = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \right) \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$$

$$Q = \frac{\pi}{4} \cdot D^2 \cdot V$$

H = 摩擦損失水頭 (m)

L = 管の長さ (m)

D = 管の内径 (m)

g = 重力加速度 ≒ 9.8m/

v = 流速 (m/sec)

Q = 流量 (m³/sec)

ヘーゼン・ウィリアムス公式（口径75mm以上の場合）

$$H = 10.666 \times C^{-1.85} \times D^{-4.87} \times Q^{-1.85} \times L$$

$$V = 0.84935 \times C \times R^{0.63} \times I^{0.54}$$

$$Q = A V$$

$$I = \frac{H}{L}$$

H = 摩擦損失水頭 (m)

L = 管の長さ (m)

C = 流速係数

Q = 流量 (m³/sec)

V = 流速 (m/sec)

R = 径深 = D/4 (m)

I = 動水勾配

D = 管の内径 (m)

A = 管の断面積 (m²)

表5 各流量における口径別摩擦損失水頭表 (動水勾配‰)

流 量 ℓ/分	口 径				
	φ13	φ20	φ25	φ40	φ50
1	4	1	0	0	0
2	11	2	1	0	0
3	22	3	1	0	0
4	35	5	2	0	0
5	51	8	3	0	0
6	69	10	4	0	0
7	90	13	5	1	0
8	113	17	6	1	0
9	138	20	7	1	0
10	166	24	9	1	0
11	196	28	10	1	0
12	228	33	12	1	1
13	263	38	14	2	1
14	299	43	16	2	1
15	338	48	18	2	1
16	378	54	20	2	1
17	421	59	22	3	1
18	466	66	24	3	1
19	513	72	26	3	1
20	561	79	29	3	1
21	612	86	31	4	1
22	665	93	34	4	1
23	720	100	36	4	2
24	777	108	39	5	2
25	836	116	42	5	2
26	897	124	45	5	2
27	960	132	48	6	2
28	1025	141	51	6	2
29	1091	150	54	6	2
30	1160	159	57	7	2
31		169	61	7	3
32		178	64	7	3

流 量 ℓ/分	口 径				
	φ13	φ20	φ25	φ40	φ50
33		188	68	8	3
34		199	71	8	3
35		209	75	9	3
36		220	79	9	3
37		231	83	10	3
38		242	87	10	4
39		253	91	10	4
40		265	95	11	4
41		277	99	11	4
42		289	103	12	4
43		301	108	12	4
44		314	112	13	5
45		326	117	13	5
46		339	121	14	5
47		353	126	14	5
48		366	131	15	5
49		380	135	16	5
50		394	140	16	6
51		408	145	17	6
52		422	150	17	6
53		437	156	18	6
54		452	161	18	6
55		467	166	19	7
56		482	171	20	7
57		498	177	20	7
58		514	182	21	7
59		530	188	21	8
60		546	194	22	8
61		563	200	23	8
62		579	205	23	8
63		596	211	24	8
64		613	217	25	9

流量 l / 分	口 径				
	φ 13	φ 20	φ 25	φ 40	φ 50
65		631	223	25	9
66		648	230	26	9
67		666	236	27	9
68		684	242	27	10
69		703	249	28	10
70		724	255	29	10
71		740	262	29	10
72		759	268	30	11
73		778	275	31	11
74		797	282	32	11
75		817	288	32	11
76		837	295	33	12
77		857	302	34	12
78		877	309	35	12
79		898	317	35	12
80		918	324	36	13
81			331	37	13
82			338	38	13
83			346	39	14
84			353	40	14
85			361	40	14
86			369	41	14
87			376	42	15
88			384	43	15
89			392	44	15
90			400	45	16
91			408	45	16
92			416	46	16
93			424	47	17
94			433	48	17
95			441	49	17
96			449	50	18
97			458	51	18
98			466	52	18

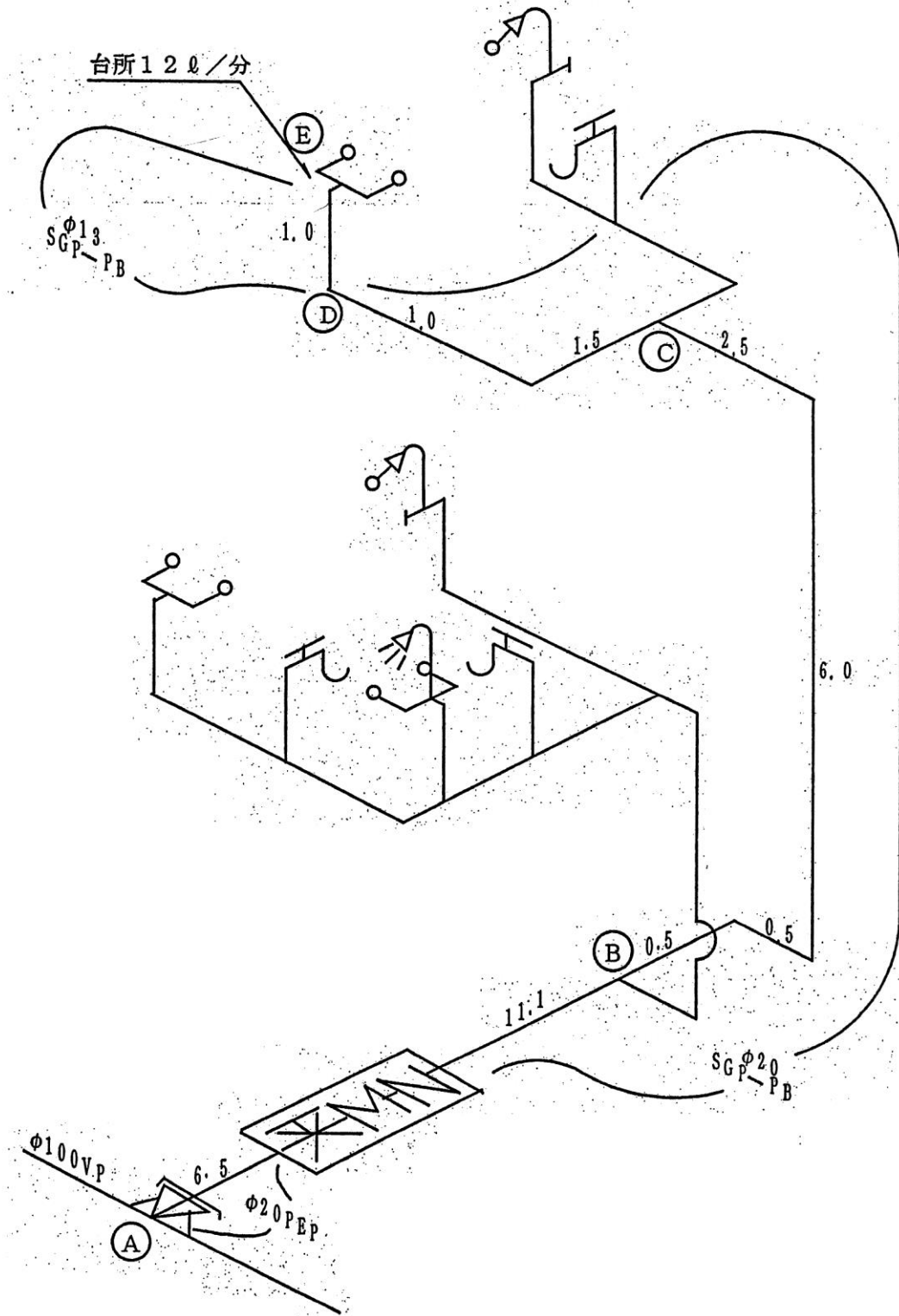
流量 l / 分	口 径				
	φ 13	φ 20	φ 25	φ 40	φ 50
99			475	53	18
100			484	54	19
101			493	55	19
102			501	56	19
103			510	57	20
104			519	58	20
105			528	59	20
106			538	59	21
107			547	60	21
108			556	61	22
109			565	63	22
110			575	64	22
111			584	65	23
112			594	66	23
113			604	67	23
114			613	68	24
115			623	69	24
116			633	70	24
117			643	71	25
118			653	72	25
119			663	73	26
120			673	74	26
121				75	26
122				76	27
123				77	27
124				79	27
125				80	28
126				81	28
127				82	29
128				83	29
129				84	29
130				85	30
131				87	30
132				88	31

流量 ℓ/分	口 径				
	φ 13	φ 20	φ 25	φ 40	φ 50
133				89	31
134				90	31
135				91	32
136				93	32
137				94	33
138				95	33
139				96	34
140				97	34
141				99	34
142				100	35
143				101	35
144				103	36
145				104	36
146				105	37
147				106	37
148				108	37
149				109	38
150				110	38
151				112	39
152				113	39
153				114	40
154				116	40
155				117	41
156				118	41
157				120	42
158				121	42
159				122	43
160				124	43
161				125	44
162				127	44
163				128	44
164				129	45
165				131	45
166				132	46

流量 ℓ/分	口 径				
	φ 13	φ 20	φ 25	φ 40	φ 50
167				134	46
168				135	47
169				137	47
170				138	48
171				139	48
172				141	49
173				142	49
174				144	50
175				145	50
176				147	51
177				148	51
178				150	52
179				151	53
180				153	53
181				154	54
182				156	54
183				158	55
184				159	55
185				161	56
186				163	56
187				164	57
188				165	57
189				167	58
190				169	58
191				170	59
192				172	60
193				173	60
194				175	61
195				177	61
196				178	62
197				180	62
198				182	63
199				183	63
200				185	64

図1

この使用条件での給水管口径を求める。
 最小動水圧は 2.5 kgf/cm^2 (0.245 Mpa)



⑤の高さ

$$0.9 + 6.0 + 1.0 = 7.9 \text{ m}$$

5 管径決定の例

図1において

①各区間の管内流量を設定する。

・E点の流量

E点(3階の末端の給水栓)は台所の混合水栓であり、この水栓の使用水量は表4から12ℓ/分とする。

・D点の流量

D点の流量はE点と同じ12ℓ/分。

・C点の流量

C点より下流の給水器具数は3であり、使用水量比は表2から1.7となる。よってC点の設計使用水量は $(12+12\times 2)\div 3\times 1.7\div 21$ ℓ/分となる。

・B点の流量

B点より下流の給水器具数は8であり、使用水量比は2.8となる。よってB点の設計使用水量は $(12+12\times 7)\div 8\times 2.8\div 34$ ℓ/分となる。

・A点の流量

A点の流量はB点と同じ34ℓ/分。

②管径を仮定する。

各給水栓への立上りは13mm、その他はすべて20mmとする。

③各区間の損失水頭を求める。

・給水栓(台所用自在水栓)の損失水頭

口径13mm、流量12ℓ/分であるから、表5の各流量における口径別摩擦損失水頭表より動水勾配は228‰となる。管延長は表3の器具類損失水頭の直管換算長より3.0mとなり、これに10%を加算して3.3mとなる。

よって損失水頭は $228\times 3.3\div 1000=0.75$ mとなる。

・給水管E～Dの損失水頭

口径13mm、流量12ℓ/分であるから、各流量における口径別摩擦損失水頭表より動水勾配は228‰となる。管延長は1.0mであるが、これに10%を加算して1.1mとなる。

よって損失水頭は $228\times 1.1\div 1000=0.25$ mとなる。

・給水管D～Cの損失水頭

口径20mm、流量12ℓ/分であるから、各流量における口径別摩擦損失水頭表より動水勾配は33‰となる。管延長は2.5mであるが、これに10%を加算して2.8mとなる。

よって損失水頭は $33\times 2.8\div 1000=0.09$ mとなる。

・給水管C～Bの損失水頭

口径20mm、流量21ℓ/分であるから、各流量における口径別摩擦損失水頭表より動水勾配は86‰となる。管延長は9.5mであるが、これに10%を加算して10.5mとなる。

よって損失水頭は $86\times 10.5\div 1000=0.90$ mとなる。

・給水管B～Aの損失水頭

口径 20 mm、流量 34 ℓ/分であるから、各流量における口径別摩擦損失水頭表より動水勾配は 199%となる。管延長は 17.6m であるが、これに 10%を加算して 19.4m となる。

よって損失水頭は $199 \times 19.4 \div 1000 = 3.86\text{m}$ となる。

・逆止弁付パッキンの損失水頭

口径 20 mm、流量 34 ℓ/分であるから、各流量における口径別摩擦損失水頭表より動水勾配は 199%となる。管延長は表 3 の器具類損失水頭の直管換算表より 3.7m となり、これに 10%を加算して 4.1m となる。

よって損失水頭は $199 \times 4.1 \div 1000 = 0.82\text{m}$ となる。

・メーターの損失水頭

口径 20 mm、流量 34 ℓ/分であるから、各流量における口径別摩擦損失水頭表より動水勾配は 199%となる。管延長は表 3 の器具類損失水頭の直管換算長より 11.0m となり、これに 10%を加算して 12.1m となる。

よって損失水頭は $199 \times 12.1 \div 1000 = 2.41\text{m}$ となる。

・副弁付止水栓の損失水頭

口径 20 mm、流量 34 ℓ/分であるから、各流量における口径別摩擦損失水頭表より動水勾配は 199%となる。管延長は表 3 の器具類損失水頭の直管換算長より 8.0m となり、これに 10%を加算して 8.8m となる。

よって損失水頭は $199 \times 8.8 \div 1000 = 1.75\text{m}$ となる。

・サドル分水栓の損失水頭

口径 20 mm、流量 34 ℓ/分であるから、各流量における口径別摩擦損失水頭表より動水勾配は 199%となる。管延長は表 3 の器具類損失水頭の直管換算長より 3.0m となり、これに 10%を加算して 3.3m となる。

よって損失水頭は $199 \times 3.3 \div 1000 = 0.66\text{m}$ となる。

④総損失水頭を求める。

各区間の損失水頭の和は $0.75 + 0.25 + 0.09 + 0.9 + 3.86 + 0.82 + 2.41 + 1.75 + 0.66 = 11.49\text{m}$ となる。

E 点の立上り高さは 7.9m であるから総損失水頭は $11.49 + 7.9 = 19.39\text{m}$ となる。

総損失水頭が 25m 以下であるため、仮定した口径でよい。

これを整理すると表 6 のようになる。

(表6)

損失水頭計算表

受付番号

水栓番号

設置場所 豊田市

町

指定事業者

判定
OK

取付け器具名又は区間 (使用器具等の左端に○印)	流量 (ℓ / 分)	口径 (mm)	動水勾配 (%) ①	管延長 (m) ②	管延長 ②×1.1 ③	損失水頭 (m) ①×③/1000
○ 台所用自在水栓	12	13	228	3.0	3.3	0.75
浴槽用自在水栓	20	13	561	3.0	3.3	
トイレ用ボールタップ	12	13	228	3.0	3.3	
洗面用立水栓	8	13	113	3.0	3.3	
洗濯用横水栓	12	13	228	3.0	3.3	
○ 給水管 E~D	12	13	228	1.0	1.1	0.25
○ 給水管 D~C	12	20	33	2.5	2.8	0.09
○ 給水管 C~B	21	20	86	9.5	10.5	0.90
○ 給水管 B~A	34	20	196	17.6	19.4	3.86
給水管 ~						
給水管 ~						
○ 逆止弁付パッキン 20	34	20	199	3.7	4.1	0.82
逆止弁付パッキン 25		25		4.6	5.1	
○ メーター 20	34	20	199	11.0	12.1	2.41
メーター 25		25		15.0	16.5	
○ 副弁付伸縮止水栓 20	34	20	199	8.0	8.8	1.75
副弁付伸縮止水栓 25		25		8.0	8.8	
乙止水栓 20		20		2.0	2.2	
乙止水栓 25		25		3.0	3.3	
○ サドル分水栓 20	34	20	199	3.0	3.3	0.66
サドル分水栓 25		25		4.0	4.4	
サドル分水栓 30		30		5.0	5.5	
立上がり高さ						7.90
総損失水頭						19.39

有効水頭 2.5m ≧ 総損失水頭 19.39m よって、この配管で OK

特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置要綱

1 目的

小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また、小規模社会福祉施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められたことにより実施するものである。

2 適用範囲

(1) 対象建物

延べ床面積1,000㎡未満の小規模社会福祉施設（認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設）とする。

(2) 対象区域

給水区域全域を対象とする。

3 スプリンクラー設備

(1) スプリンクラーヘッドの選定

ア 小区画型ヘッド（放水圧力が0.1Mpa以上で、かつ、放水量が50L／分以上で有効に放水することができる性能が確保されていること。）

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を適用したスプリンクラーヘッドのうち、別紙2で掲げるものとする。

(2) スプリンクラー設備の設計にあたっての配慮事項

ア 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。

イ スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15L／分（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあっては30L／分）以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計放水量は60L（120L）／分以上を確保する必要があるものとする。

ウ 他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用とするとともに、利用者に周知すること。

エ 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、

給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。

オ 停滞水及び停滞空気の発生しない構造になっているとともに、水道直結式スプリンクラー設備の各階の末端に、水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認用の給水栓等を設置すること。

カ 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置を施すこと。

4 その他

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示しておくこと。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者または使用者は、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、上下水道局または給水装置工事事業者に連絡するものとする。
- (3) 3（1）及び（2）の事項が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるため豊田市消防本部に相談すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設置状況を把握するため、設置台帳を作成すること。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式

方式	No.	図
直結直任式	1	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のための給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
直結式	2	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のための給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
直結増任式	3	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のための給水栓等を設置</p>

	<p>高架水槽式</p> <p>4</p>	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>
<p>受水槽式</p>	<p>圧力水槽式</p> <p>5</p>	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>
	<p>ポンプ直送式</p> <p>6</p>	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>
	<p>直結・受水槽補助水槽併用式</p> <p>7</p>	<p>※スプリンクラー設備としての放水確認のため弁等を設置</p> <p>※水源として必要な水量は、給水管からの流水量に補助水槽の容量を加えることで確保</p>

別紙 2

種 類	型式番号
閉鎖型スプリンクラーヘッド（コンシールド型） K 3 0	ス第 1 3 ~ 8 2 ~ 1 号
閉鎖型スプリンクラーヘッド（住宅用） K 4 3	ス第 1 6 ~ 3 号
閉鎖型スプリンクラーヘッド（住宅用） K 4 3	ス第 1 6 ~ 3 ~ 1 号
閉鎖型スプリンクラーヘッド（住宅用） K 4 3	ス第 1 7 ~ 2 1 号
閉鎖型スプリンクラーヘッド（コンシールド型） K 3 0	ス第 1 8 ~ 6 ~ 1 号
閉鎖型スプリンクラーヘッド（住宅用） K 3 0	ス第 1 8 ~ 7 ~ 1 号

※ 各ヘッドについては、製造メーカー等とよく相談し、メーカーの指定する圧力で放水できるように設置すること。

定流量弁設置に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 大口給水(メーター口径50mm以上)は、一度に多量の水を使用するため、配水管に大きな負担をかけ、ウォーターハンマー、水圧低下等の原因ともなり、付近住民の生活に悪影響を与える可能性がある。このため、大口給水が配水管に与える影響を軽減し、給水の安定を図ることを目的として、定流量弁の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 定流量弁とは、流入側の圧力変動があっても、流出側において常に一定の設定水量を保持する弁をいう。

(設置対象)

第3条 定流量弁は、給水方式を問わず、原則としてメーター口径50mm以上で給水するものに設置する。

(設置位置)

第4条 定流量弁の設置位置は水道メーターの直近下流とし、維持管理、取替等が容易にできるように設置するものとする。

(設定流量)

第5条 原則として、定流量弁の設定流量は下表のとおりとする。

メーター口径 (mm)	50	75	100	150
設定流量 (m ³ /h)	20	40	64	120

(しゅん工検査)

第6条 定流量弁を設置した給水装置は、別に定める給水装置工事検査基準に基づき検査を実施するとともに、設定流量の調整、確認を行うこととする。

2 検査の結果不合格となった場合は、手直し指示のとおり改善し、合格の判定をするまで給水開始は認めない。

(費用負担)

第7条 定流量弁の設置、修理、取替等にかかる費用は申請者の負担とする。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、現に設置されている定流量弁についても、この基準を適用するものとする。

給水装置工事検査基準

(目的)

第1条 この基準は、豊田市水道事業給水条例第7条第2項並びに豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）第15条第2項、第3項及び第6項に規定する検査について、必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査は、次の3種とする。

(1) しゅん工検査

給水装置工事完了後、検査を実施するもの。

(2) 中間検査

給水装置工事の完了前に給水を受けたい場合、立水栓又は散水栓の一栓のみを設置することにより、検査を実施するもの。

(3) 再検査

第1号及び前号の検査の結果、不合格となった工事について14日以内に手直し工事を完了し、再び検査を実施するもの。

2 前各号で行う検査はいずれも、当該工事を施工した主任技術者の立会いで実施する。ただし、豊田市事業管理者（以下「管理者」という。）がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

3 第1項に掲げる検査でメーター取付けを伴うものについては、同検査を合格するまでの間メーター取付けを認めない。

(検査項目)

第3条 書類検査は、主に次の各号のとおりとする。

(1) 位置図

ア 工事施工箇所が確認できるよう明記されていること。

イ 給水装置を設ける敷地の境界線が記入されていること。

(2) 平面図

ア 建物の位置、間取りが記入されていること。また、集合住宅、複合施設等においては部屋番号、店舗名等が記入されていること。

イ 道路幅員及び配水管の口径、管種が明記されていること。

ウ 平面図と立面図が整合していること。

(3) 立面図

ア 設計記号が基準記号と整合し、新設部分は赤色の実線、既設部分は青色の破線で表示されていること。

イ 配水管口径、管種及びオフセットマーカの記号が明記されていること。

ウ 使用材料の管種、口径、施工寸法が記入されていること。

エ 公道工事を伴う場合は、施工平面及び断面図が記入されていること。

(4) その他

ア 受水槽を設置した場合は、略図に各部の寸法、流入管、越流管の口径及び有効容量等が記入されていること。

イ 給水装置管理台帳は様式にそつて、水道番号、設置場所等必要事項が記入されていること。

2 現地検査は、主に次の各号のとおりとする。

(1) 水圧・水質検査

ア 水圧試験は、0.98Mpaの水圧を2分間かけたときに異常が認められないこと。

イ 遊離残留塩素が0.1mg/L以上保持されていること。

(2) しゅん工図との照合

ア メーターボックス、止水栓、散水栓等の目視できる給水用具の位置や向きが現地と図面で合致すること。

イ 給水管の口径、管種及び布設延長が図面と合致していること。

ウ 建築物の位置がしゅん工図と合致していること。

(3) メーターボックスの設置

ア 検針、点検及び取替え作業に支障のない場所に設置されていること。

イ メーターボックスの蓋の裏に水道番号が記入されていること。集合住宅、複合施設等の場合は、部屋番号、店舗名等も記入されていること。

ウ 水平に設置されていること。

エ 副弁付止水栓に片寄がないこと。

(4) 止水栓ボックスの設置

ア 設置基準に適合する位置で水平に設置されていること。

イ 止水栓がボックスの中心に設置されていること。

ウ ボックス内に止水栓口径及び水道番号が記入してある指示パイプが挿入されていること。

(5) 認証品の確認

ア 目視できる部分の給水用具等が基準に適合していること。

(6) 配管状況

ア 水栓、給水器具等の設置が適切であること。

イ 露出部の防寒、防露の対策がされていること。

ウ 地中配管後の埋戻し、復旧等が適切に施工されていること。

エ メーターの上流側及び下流側に袋ナットを使用する場合は、ガイド付き袋バットとなっていること。

オ 三階以上の集合住宅の場合、メーターの下流側に逆止弁パッキンが取り付けられていること。

カ クロスコネクションがないこと。

キ 防食テープが施工されていること。

ク 通水確認後、各給水用具の機能、作動等に異常が生じないこと。

(7) 受水槽

- ア 保守点検スペースが確保されていること。
- イ マンホールの施錠及び越流管等の防虫網が設置されていること。
- ウ 警報装置等が正常に作動すること。
- エ 吐水口や越流面等の寸法が基準に適合していること。

3 管理者は、目視できない部分の工事については記録、写真を提出させることができ、特に必要と認めた場合は、工事施工部分を破壊、分解、掘削又は試験して検査を行うことができる。

4 管理者は、使用材料が水道法その他各種規程に適合しているかの確認について各証明書又は製造者の試験記録を提出させることができる。

(検査日)

第4条 管理者は、規程第15条の各様式の提出を受付けした日の翌々日（豊田市の休日定める条例（平成元年条例第61号）に規定する市の休日を除く。）に検査を行うこととする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(工事写真)

第5条 主任技術者は、原則として施工状況や使用材料が分かるように給水装置工事ごとの写真台帳を作成しなければならない。

2 写真は、受付番号等を記入した黒板及び撮影目標の寸法が判読できるスケール等を添えて撮影すること。

3 写真は、カラー撮影とする。

(検査の免除)

第6条 改造工事等で、既設管に試験水圧が影響を及ぼすものについては、水圧試験を省略することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程に関する事務取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第1号。以下「規程」という。）に定める豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 指定事業者

(指定事業者の申請)

第2条 規程第4条に規定する指定事業者の指定（指定の更新を含む。以下同じ。）に係る申請書及び添付書類等については、次の掲げるとおりとする。

- (1) 規程第4条第2項の申請書は豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者規程に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）様式第1号とする。
- (2) 申請書に添付する書類は、機械器具調書（要綱様式第2号）、誓約書（要綱様式第3号）、給水装置工事責任技術者選任・解任届出書（要綱様式第4号）、営業実態等に関する調査票（要綱様式第5号）、給水装置主任技術者免状又は主任技術者証の写し及び所在地位置図とする。
- (3) 申請書に添付する写真は、事業所の外観及び内観、倉庫、運搬用具、駐車場とする。

(指定事業者証の交付)

第3条 規程第6条第4項に規定する指定事業者証の再交付申請書は要綱様式第6号とする。

(変更等の届出)

第4条 規程第7条に規定する指定事業者の変更等に係る申請書については、次の掲げるとおりとする。

- (1) 規程第7条第1項に規定する変更に係る申請書は要綱様式第7号とする。
- (2) 規程第7条第3項に規定する指定事業者の廃止、休止及び再開に関する申請書は要綱様式第8号とする。

(聞き取り及び調査)

第5条 事業管理者（以下「管理者」という。）又はその指定する職員は、必要に応じて直接事業所等に向いて聞き取り及び調査を行う。

(指定事業者の指定取消し等)

第6条 指定事業者が規程第8条各号のいずれかに該当するときは、別表の取消し等に係る事由欄に掲げる区分に応じて、違反行為の点数を付する。

2 前項の点数の集計の結果、前年度の合計点数が次の各号に掲げる点数に達したものについて、当該各号に掲げる処分をすることができる。50点以上に達したものについては、規程第21条に規

定する豊田市上下水道局指定給水装置工事業業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて処分を決定する。

- (1) 20点以上 文書注意
 - (2) 50点以上 6か月以内の指定の効力停止
 - (3) 100点以上 指定取消し
 - (4) 前各号の規定にかかわらず悪質な行為に関しては、審査委員会において協議し、指定を取り消すことができる。
- 3 1回の違反行為で50点以上に相当する違反行為を行ったものは、前項の規定にかかわらず、ただちに審査委員会において協議し処分の決定をする。この場合において、当該違反行為は前項に規定する点数の集計の対象に含めないものとする。
- 4 第2項に規定する合計点数は、給水装置工事しゅん工検査申請書を提出した工事に係る違反行為については、当該給水装置工事しゅん工検査申請書の提出のあった年度の違反行為の点数を集計し、それ以外の違反行為については、当該違反行為が判明した年度の違反行為の点数を集計し、それらの点数を合計したものとする。

（処分後の工事施工）

第7条 指定事業者が違反行為に係る指定の停止又は取消しの処分を受けた場合にあって、既に給水装置工事承認申請書について管理者の許可を受け、着工している工事があるときは、当該工事に限りこれを施工することができる。

第3章 豊田市上下水道局指定給水装置工事業業者審査委員会

（会長及び副会長）

第8条 審査委員会には会長及び副会長各1名を置く。

- (1) 会長は、上下水道局長とする。
- (2) 副会長は、会長があらかじめ指名した者とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（構成）

第9条 審査委員会の委員は、料金課、水道整備課、水道維持課、上水運用センター及び総務課の主幹以上の職員で構成する。

（関係職員等の出席）

第10条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め意見を聞くことができる。

（事務局の設置）

第11条 審査委員会の事務局は、料金課に置く。

（聴聞）

第12条 管理者は、第6条の規定による処分を行うときは、豊田市行政手続条例（平成9年条例第1号）及び豊田市聴聞手続規則（平成6年規則第35号）に基づき聴聞を行う。

第4章 その他

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（指定事業者取消し等の基準の廃止）

2 豊田市上下水道局給水装置工事の施工基準内の指定事業者取消し等の基準（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

（豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者等審査委員会設置要綱の廃止）

3 豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者等審査委員会設置要綱（平成28年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

4 この要綱の施行前にした行為に対する処分の適用については、なお従前の例による。

別表

給水装置工事事業者の事業に係る指定の取消し等の取扱基準

項目	取消し等に係る事由	点数
1	不正の手段により規程第4条第1項に規定する指定を受けたとき。	100
2 規程第5条各号に適合しなくなったとき。		
(1)	事業所ごとに規程第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。	100
(2)	規程第5条第2号に規定する機械器具を有する者であること。	100
(3)	規程第5条第3号に規定するいずれにも該当しない者であること。	100
3 規程第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。		
(1)	指定事業者は、規程第7条第1項に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、変更のあった日から30日以内に、書面により管理者に届け出なければならない。	5
(2)	指定事業者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、書面により管理者に届け出なければならない。	5
4 規程第12条各号の規定に違反したとき。		
(1)	指定事業者は、指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任しなければならない。	5
(2)	指定事業者は、主任技術者が欠けたときは、その欠けた日から14日以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。	5
(3)	指定事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、遅滞なく、書面により管理者に届け出なければならない。	5
(4)	指定事業者は、主任技術者の選任を行うに当たって、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならないが、その職務を行うに当たって特に支障がないと管理者が認めたときは、この限りでない。	20

5 規程第13条に規定する指定給水装置工事の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすることができないと認められたとき。		
(1)	給水装置工事ごとに規程第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して規程第11条第1項各号の職務を行う者を指名すること。	10
(2) 次に掲げる行為を行わないこと。		
ア	水道法施行令第5条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。	20
イ	管理者が別に定める技術上の基準に適合しない給水装置工事を行うこと。	20
ウ	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。	10
(3)	施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に規程第13条第1項第4号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。	10
6 規程第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。		
(1)	管理者は、給水装置の検査を行うに際し、当該給水装置工事に関し規程第13条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。	10
7 規程第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。		
(1)	管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。	10
8	指定事業者の施工する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	20
9	盗水を伴う給水装置工事等を施工したとき。	100

10	給水装置工事承認申請をしないで、給水装置工事を施工したとき。	20
11	給水装置工事の施工承認の期間が120日を超えたとき。	10
12	給水装置工事等に関し、市民に対して誠実な対応を怠ったとき。	20
13	給水装置工事等に関し、上下水道局に対して適正な対応を怠ったとき。	20
14	上下水道局が請求した書類を当該年度又は指定の期日までに提出しなかったとき。	20
15	申請者及び土地所有者等の承諾を得ずに、申請書を作成したことが明らかなきとき。	20

※1か所の工事で取消し等に係る事由が複数にわたる場合は、最も高い点数を加算する。

(要綱様式第1号)

指定給水装置工事事業者指定申請書

豊田市事業管理者 様

年 月 日

申請者 住 所 〒

氏名又は名称

代表者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

TCL

FAX

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の 範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(要綱様式第2号)

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

申請者

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(要綱様式第3号)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、豊田市
上下水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第3号ノから
キまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

豊田市事業管理者様

申請者

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

印

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(要綱様式第4号)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

豊田市事業管理者 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 解任 の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を
行う事業所の名称
上記事業所で選任・解任する
給水装置工事主任技術者の氏名

給水装置工事主任技術者免状の交付番号

選任・解任の
年月日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

営業実態等に関する調査票

- ・回答内容は一覧にして市ホームページで公表する予定です。
- ・各設問の【公表】欄の「可」「不可」を必ず選択してください。
- ・【公表】欄が「不可」又は選択がない場合、一覧では「公表不可」の旨を表示する予定です。

①基本情報（公表します）

フリガナ 事業者名		指定番号	
住 所	〒		
電話番号			

②業務内容

↓可・不可のどちらかに必ず○をつけてください。

【営業日・休業日・営業時間】	【公表】	可	不可
営業日： 月・火・水・木・金・土・日・祝 営業時間：			
休業日： 月・火・水・木・金・土・日・祝 その他（	）		
【漏水等修繕】	【公表】	可	不可
対応の可否			
※修繕対応時間： <input type="checkbox"/> 営業時間内可 <input type="checkbox"/> 24時間対応可 <input type="checkbox"/> 対応不可			
<input type="checkbox"/> その他（	）		
【対応工事種別】	【公表】	可	不可
・配水管からの分岐 ～ 水道メーター（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造等）			
・水道メーター ～ 宅内給水装置（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造等）			

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

【受講実績】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	【公表】	可	不可
（有の場合のみ記入してください。）			
受講者名（公表対象外）	研修会名・実施団体	受講年月日	
<ul style="list-style-type: none"> ・主催者（公的機関・民間）、主催地（県内外）問わず記載してください。 ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。 ・宅内研修については、研修内容を記載してください。 ・受講者名は、公表の対象ではありません。 ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。 			

④豊田市が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

【受講実績】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	【公表】	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
未受講の場合は、その理由を記入してください。			
理由（非公表）：			

⑤過去1年以内の給水装置工事（「配水管からの分岐～水道メーター」の工事のこと）に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

【適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況】	【公表】	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
<input type="checkbox"/> 「配管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当者なし <input type="checkbox"/> 「配管からの分岐～水道メーター」の工事を施行するため下表に対象者情報を記入 過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。				
技能を有する者の氏名（非公表）	配水管への「分水栓の取付」、「止り栓」、「給水管の接合」の、すべての経験を有しているか（○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）	保有している資格等 ※資格名については下記を参照	工事年度

※以下に示す保有資格等の名称（下線部のみ）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定合格者、配管技能者認定）

- ・資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。
- ・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
- ・技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

(問合せ・提出先)豊田市上下水道局
 料金課 給排水担当
 TEL:0565-34-6680
 FAX:0565-34-6655

(要領様式第6号)

指定給水装置工事事業者証 再交付申請書

豊田市事業管理者 様

年 月 日

申請者 住 所 〒

氏名又は名称

代表者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

TEL

FAX

下記のとおり、再交付を申請します。

指 定 番 号	第 号
指定給水装置工事事業者名	
代 表 者 氏 名	
営 業 所 所 在 地	
理由及び経過説明	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(要綱様式第7号)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

年 月 日

豊田市事業管理者 様

指定番号

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所	〒		
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(要綱様式第8号)

指定給水装置工事事業者

廃止

休止 届出書

再開

豊山市事業管理者 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規程に基づき、給水装置工事の事業の

廃止

休止

再開

の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称
住 所 フリガナ 代表者の氏名
(廃止・休止・再開) の年月日
(廃止・休止・再開) の理由

(備考) この用紙の大きさは、A列4巻とすること。

豊田市給水台帳ファイリングシステム運用について

現在、業務執行上必要なため、給水装置の新設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）を申請者から依頼を受け、承認申請事前調査のため、豊田市上下水道局給水装置工事事業者（以下「事業者」という。）が、給水台帳をファイリングシステムから出力して添付している。

個人情報保護条例が平成16年1月1日に施行されるにあたり、個人情報の保護を図る目的から、上記施行日以降に利用する場合は、事業者は豊田市事業管理者に対し、豊田市給水台帳ファイリングシステム利用誓約書（以下「利用誓約書」という。）と、利用の都度申請書を管理者に提出して頂くように運用を変更する。

1 目 的

豊田市給水台帳ファイリングシステム（以下「システム」という。）にて保有する給水台帳に記載されている情報の保護と適正な管理を行うことにより、住民の利便と信頼を図るものとする。

2 利 用 者

所有者本人又は所有者から委任を受けた事業者等に限る。ただし、管理者が必要と認めた者を除く。

3 利 用 方 法

本人又は事業者は利用の都度申請書を管理者に提出するものとする。ただし、システムを利用する事業者は当該年度の初利用時に、利用誓約書を提出するものとする。また、システムから出力された給水台帳については職員に報告するものとする。なお、事業者は上記目的を十分に理解し、出力した給水台帳を厳重に管理するものとする。

4 利 用 期 間

利用誓約書の有効期間は、提出日より当該利用年度末日までとする。

5 利 用 誓 約 書

別紙様式第1にて定める。

6 申 請 書

別紙様式第2にて定める。

付 則

この運用は、平成16年1月1日より施行する。

利 用 誓 約 書

平成 年 月 日

豊田市事業管理者

様

豊田市長

事業者名

住 所

氏 名

Ⓜ

- 豊田市給水台帳ファイリングシステムの給水台帳を利用するにあたり、
- 1 給水装置の新設、改造又は撤去の工事申請を行う利用目的以外には利用しません。
 - 2 情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の事故を防止するために嚴重に管理し、必要な安全確保を図ります。ただし、利用にあたって損害が生じた場合は一切の責を負います。

以上のことを誓約します。

記

利用期間： 年 月 日～ 年 月 日

別紙様式第 2

利 用 申 請 書

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申 請 者

住 所

氏 名

下記のとおり、給水台帳ファイリングシステムの給水台帳を利用するため申請します。

記

申請場所	豊田市
------	-----

所有者の同意が必要ですので、本人以外は以下に記入してください。

所有者住所			
所有者名	⑩		
水道番号		局確認	

直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水設備等契約（第3条～第17条）
- 第3章 契約者の義務等（第18条～第21条）
- 第4章 雑則（第22条・第23条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市水道事業給水条例（昭和34年条例第10号。以下「給水条例」という。）第5条（給水装置の新設等の申込み）、第28条（新規給水負担金）及び第29条（給水設備等の契約の変更）の規定に基づき、直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置並びにその契約に関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）給水装置 需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（契約給水装置を除く。）をいう。（給水条例第3条第1項第1号）
- （2）契約給水装置 給水装置のうち給水条例第5条第3項に規定する直読契約又は隔測契約により給水を受けるものをいう。（給水条例第3条第1項第2号）
- （3）給水設備 給水装置に直結しないで、受水槽以下で給水を受ける設備をいう。（給水条例第3条第1項第3号）
- （4）直読水道メーター メーター器を直接読み取って検針する水道メーターをいう。（給水条例第3条第1項第4号）
- （5）隔測水道メーター 集合住宅等の戸別検針を1か所で行うために設置する遠隔測定式水道メーターをいう。（給水条例第3条第1項第5号）
- （6）中高層集合住宅 3階建て以上の集合住宅をいう。
- （7）親メーター 隔測契約により給水を受けるもの又は給水設備に水道メーターを設置し契約給水する場合の市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管に直結する中高層集合住宅の大元の水道メーターをいう。
- （8）共同メーター 親メーターで検針し、水道料金の徴収を行うメーターをいう。
- （9）メーターユニット 口径13ミリメートルから25ミリメートルまでのメーターを設置する際に使用する止水栓、台座が一体となった給水用具をいう。

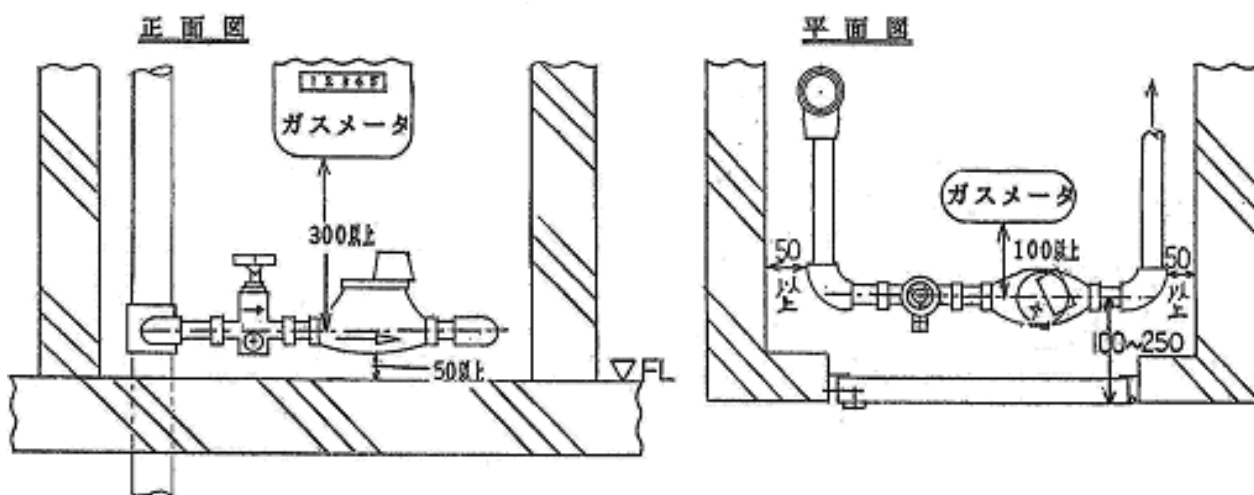
第2章 給水設備等契約

（給水設備等契約の適用要件）

第3条 給水設備等に水道メーターを設置することを条件として実施する戸別検針及び戸別徴収の

契約（以下「給水装置等契約」という。）を締結しようとするときは、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 中高層集合住宅で、かつ、居住用に供する部分が当該中高層住宅の50%以上であること。
- (2) 設置する水道メーターが、原則として口径20ミリメートル以上のものであること。
- (3) 水道メーターを設置する場所は、乾燥し、汚水が浸入せず、衝撃等により外傷、破損及び異常を生じず並びに常に検針、開閉栓、点検、メーター取り替え等（以下「点検等」という。）が行いやすい場所で、事業管理者（以下「管理者」という。）が承認する位置に設置されていること。
- (4) 水道メーターをメーター室（パイプシャフトルームを兼ねてもよい）内に設置する場合は、床面からメーター上面までの間隔が1,100ミリメートル以下となっていること。また、下図を基本とし（単位：mm）、配管に振れ止めがされていること。ただし、メーターユニットを使用する場合における各々の離隔については、点検等に支障のない離隔とする。



- (5) メーター室内は、床面に傾斜を施す等水はけのよい構造とすること。
- (6) 1つのメーター室内に複数のメーターを設置する場合は、メーター間の離隔を十分取り、並び順を統一し、止水栓に各戸ごとの識別札が付けられていること。
- (7) 水道メーターの上流側に上下水道局指定の副弁付止水栓を設置すること。ただし、隔測契約から直読契約への切替え及び共同メーターから新たに契約を締結しようとする場合、設置する止水栓についてはこの限りではない。
- (8) 水道メーターの設置において、メーターユニットを使用する場合、設置する止水栓は開閉防止用のものとする。
- (9) 第7号の止水栓及び第8号のメーターユニットについては、日本産業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）、製造業者が自ら性能を証明する「自己認証」又は製造業者が第三者機関に依頼し、その製品が基準に適合していることを認証してもらう「第三者認証」のいずれかの規格番号、マーク等があり、材料の基準が適合していることを確認できるものとする。
- (10) 給水装置に各戸ごとのメーターを設置する場合は、メーター器下流側に豊田市上下水道局指定の逆止弁付パッキン等を設置すること。

(11) 隔測契約の場合、集中検針盤はオートロック等の開錠を必要としない屋内の壁面で、容易に検針及び点検できる位置であること。

(12) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める要件を備えたものであること。

(申請該当者)

第4条 給水設備等契約を申し込める者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

(1) 当該中高層集合住宅の所有者又は建築主

(2) 当該中高層集合住宅の管理組合の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、当該中高層集合住宅の代表者として正当な資格を有する者

(申請)

第5条 給水条例第5条第3項第1号の直読契約又は給水条例第5条第3項第2号の隔測契約を申し込もうとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 水道メーター設備申請書(様式第1号)

(2) 集合住宅台帳(施行基準様式第12号)

(3) 親メーターの配置平面図

(4) 各戸水道メーターの配置平面図及び正面図

(5) 集中検針盤配置図及び系統図

(6) メーターユニット使用届(様式第9号)(メーターユニット使用の場合のみ)

(7) 前6号に定めるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、これを承認するものとする。また、管理者が設置、点検等に支障があると認めるときは、申請者に対し改造又は改善を指示し、水道メーターの設置までに完了させることを条件として承認するものとする。

3 直読契約を申し込む者は、第1項第5号の書類は不要とする。

4 隔測契約の更新を申し込む者は、第1項第2号から第1項第5号の書類は不要とする。

5 隔測契約から直読契約への変更を申し込む者は、第1項第2号から第1項第5号の書類は不要とする。

(直読契約に係る負担金の納入)

第6条 直読契約申請者は、次に掲げる区分に応じ、給水条例第28条に規定する新規給水負担金又は同条例第29条に規定するメーター負担金を前納しなければならない。

(1) 新設のとき 親メーターを除く各個別水道メーター数の新規給水負担金

(2) 隔測契約から直読契約へ変更するとき 各個別水道メーター数のメーター負担金

(3) 共同メーター方式から直読契約へ変更するとき 第1号の新規給水負担金額から既に納入済みの親メーターの新規給水負担金相当額を減額した金額。ただし、親メーター新規給水負担金額が第1号の新規給水負担額を上回っている場合、その差額は還付しないものとする。

2 メーター負担金の権利移転はこれを認めない。ただし、同一箇所で建て替えする場合は、既設の同口径メーター相当分の新規給水負担金を減額する。

3 第1項第2号及び第3号の規定に基づき契約を変更する場合、親メーターの権利は消滅するものとする。

(隔測契約に係る負担金の納入)

第7条 隔測契約申請者は、給水条例第28条に規定する新規給水負担金を親メーターの口径に応じて前納しなければならない。

(直読水道メーターの更新)

第8条 隔測契約から直読契約に変更する場合は、原則として口径変更は認めない。ただし、管理者が必要と認め、変更後のメーター口径に基づき算出されたメーター負担金を納入した場合はこの限りではない。また、隔測契約から直読契約に更新した後減径を認めた場合については、メーター負担金の口径差額は還付しない。

2 契約給水装置のうち隔測契約により給水を受ける建物が、直読契約に変更する場合は、原則親メーターは取り外すこと。ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。

(管理人の選任等)

第9条 給水設備等契約を締結する者(以下「契約者」という。)は、当該中高層集合住宅の管理人を選任し、当該管理人にこの要綱を周知徹底するとともに、この要綱の規定に基づく義務を円滑に履行させなければならない。

2 契約者は、自己の責任において給水設備等を維持管理するとともに、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 給水設備等の概要、警報装置等について熟知すること。

(2) 受水槽及び高置水槽にあつては水質保持のため関係法令を遵守し、必要な措置を講ずること。

(3) 水道メーター、配管等の凍結又は破損防止のために必要な措置を講ずること。

(4) 配管、バルブ等の漏水に常に注意し、正常な状態に保たれるようその管理を行うこと。

(5) 点検等の支障とならないよう、パイプシャフトルーム扉等を常に開閉できる状態にしておき、かつ、パイプシャフトルーム内を清潔に保つこと。

(6) 受水槽(高置水槽を含む。)の清掃を実施しようとするときは管理者に届け出、実施後にはその清掃に使用した水量相当分の水道料金を納入すること。

(7) その他、管理人とともにこの要綱の定めを遵守すること。

(契約の締結)

第10条 申請者は、給水設備等契約を締結しようとするときは、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 直読水道メーター設備契約書(様式第2号)

(2) 隔測水道メーター設備契約書(様式第3号)

(3) 管理人の選任届(様式第4号)

(4) オートロック装置の解錠届(様式第5号)

(5) 直読、隔測メーター設置報告書(様式第6号)

(6) メーター取付後確認票(施工業者用)(様式第7号)

(7) その他管理者が必要と認める書類

(変更届等)

第11条 契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式により速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 管理人に変更があったとき 管理人の選任届(様式第4号)

(2) 第22条第2項の規定により改善を行ったとき、又は給水設備の改造等を行ったとき 給水

設備等工事完了届（様式第8号）

（3）オートロック装置及びその解錠方法に変更があったとき オートロック装置の解錠届（様式第5号）

（契約の解除等）

第12条 管理者は、契約者又は管理人が給水条例、豊田市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道局管理規程第1号）及びこの要綱（以下「要綱等」という。）に定める事項を履行しないとき又は要綱等の規定に違反したときは給水設備等契約を解除できるものとする。

2 管理者は前項の規定により契約を解除しようとするときは、当該契約者に通知するとともに、親メーターでの検針に切り替えるものとする。

3 前項の契約解除により契約者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

（超過水量の水道料金）

第13条 親メーターの使用水量が各個別水道メーターの合計使用水量を超えたときは、管理者の定める算定基準により、その超過水量相当分の水道料金を契約者に請求できるものとする。

（直読水道メーターの更新費用）

第14条 隔測契約から直読契約に変更するときは、直読契約申請者のメーター負担金納付を確認した後、管理者が直読水道メーターを貸与し、直読契約申請者の費用負担において直読水道メーターを設置するものとする。また、それ以降の検定満期時の直読水道メーターの更新については、豊田市上下水道局の費用負担において直読水道メーター取り替えを行うものとする。

（直読契約の更新）

第15条 直読契約は、直読契約をした契約者（以下「直読契約者」という。）から解約の申し出がなく、第12条に該当しない限り自動更新され、継続するものとする。

2 直読契約者は、契約の内容に変更があったときは、再契約を締結しなければならない。

（隔測水道メーター等の更新）

第16条 隔測契約をした契約者（以下「隔測契約者」という。）は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づき、自己の負担において、契約した水道メーターを検定満期月の末日まで（8年ごと。）に一括で更新しなければならない。

2 隔測契約者は、前項と同様に、自己の負担において、集中検針盤を契約した水道メーターの偶数回目の取り替えに併せて（16年ごと。）更新しなければならない。

（隔測契約の更新通知等）

第17条 管理者は、計量法の規定に基づく検定満期年月の2か月以上前に隔測契約者に対して契約更新時期を通知するものとする。ただし、隔測契約者はこの通知が無くても、計量法の規定に基づき検定満期年月以前に契約を更新しなければならない。

2 隔測契約者は、契約内容に変更があったときは、再契約を締結しなければならない。

第3章 契約者の義務等

（維持管理費用の負担）

第18条 給水設備等の維持管理及び修理に係る費用は、契約者が負担するものとする。

（オートロック玄関の対応）

第19条 オートロック装置及び施錠装置（以下「オートロック装置等」という。）を設置している

契約者は、管理者が行う点検等の支障とならないよう、当該オートロック装置等の解錠方法を管理者に届け出なければならない。オートロック装置等を変更したときも同様の届け出を直ちに行うものとする。

- 2 当該中高層集合住宅がオートロック玄関であるときは、点検、給水停止等の業務に支障がないよう常に解錠できるよう対応すること。また、オートロックが鍵で解錠できる場合については、契約時に必ず担当課へ鍵を三本貸与すること。

(協力の義務)

第20条 契約者、管理人及び水道メーター使用者（以下「契約者等」という。）は、戸別検針及び戸別徴収が円滑に実施できるよう、管理者に協力しなければならない。

- 2 契約者等は、管理者が直読水道メーターの取り替え等を行うときは、その施工に支障がないよう協力しなければならない。

(入居者への周知義務)

第21条 契約者又は管理人は、この要綱に定める事項について当該中高層集合住宅の入居者等に周知徹底し、紛争が生じたときは自己の責任においてこれを解決しなければならない。

第4章 雑則

(立入検査等)

第22条 管理者は、必要に応じて給水設備等の立入検査ができるものとする。

- 2 契約者は、前項の立入検査により管理者から改善または改造を指示された場合は、速やかに当該事項について対応しなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、準給水装置水道取扱契約から変更する給水設備等契約で、直読契約に係る規定は、平成10年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に豊田市水道事業給水条例施行規程（昭和42年3月31日水道局管理規程第1号）又は遠隔指示集中検針方式の設置基準等（平成5年2月1日施行）の規定によりなされた契約その他の行為は、施行日以後においては、この要綱の相当規定によりなされた契約その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(様式第 1号)

直 読 新 規
隔 測 更 新
水 道 メ ー タ ー 設 備 申 請 書

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 () -

中高層集合住宅のメーター取替について、下記のとおり申請します。

記

建物名称			
設置場所	豊田市		
所有者名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
所有者住所	(郵便番号 -) <input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
メーター数	各戸メーター 共用栓・散水栓	mm × 個 mm × 個	親メーター口径 mm
給水区分	<input type="checkbox"/> 受水槽給水	<input type="checkbox"/> 直圧給水	<input type="checkbox"/> 直結増圧給水
施工業者名	住 所 業者名	電 話 担当者	
完成予定日 ※新築のみ	年 月 日		

・ 新築建物等における添付書類

1. 直読新規

- (1) 集合住宅台帳
- (2) メーター配置図
- (3) 親メーター配置図
- (4) メーターユニット使用届

2. 隔測新規

- (1) 集合住宅台帳
- (2) 集中検針盤配置図及び系統図
- (3) メーター配置図
- (4) 親メーター配置図
- (5) メーターユニット使用届

・ 承認書類送付先 (郵便番号: -)

- 申請者 所有者 施工業者 その他 (郵便番号、住所、氏名、電話)

(様式第 2号)

直読水道メーター設備契約書

豊田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、豊田市水道事業給水条例（昭和34年条例第10号。以下「給水条例」という。）に規定する直読水道メーター（以下「メーター」という。）の設置を条件とする給水について、次のとおり契約を締結する。

(契約の対象)

第1条 この契約の対象は、次のメーター設備とする。

設置場所	
建物名称	
給水個数	個
各戸メーター口径別内訳	ミリ × 個
共用栓・散水栓 メーター口径別内訳	ミリ × 個

(管理人の指定等)

第2条 乙は、給水設備及び契約給水装置（以下「給水設備等」という。）について、甲の定める直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱（平成26年4月1日施行。以下「要綱」という。）を遵守するとともに、自己の責任と負担において当該設備等を維持管理するものとする。

- 2 乙は前項の維持管理を円滑に行うため、管理人を選任しなければならない。
- 3 乙及び管理人は、次に掲げる事項を行い、給水設備等に異常又は修理箇所があったときは、速やかに修繕等の必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 給水装置等の概要、警報装置等について熟知すること。
 - (2) 受水槽及び高置水槽にあつては水質保持のため関係法令を遵守し、必要な措置を講ずること。
 - (3) メーター、配管等の凍結又は破損防止のために必要な措置を講ずること。
 - (4) 配管、バルブ等の漏水に常に注意し、正常な状態に保たれるようその管理を行うこと。
 - (5) 点検等の支障とならないよう、パイプシャフトルーム扉等を常に開閉できる状態にしておくこと、及びルーム内を清潔に保つこと。

(検査及び改善)

第3条 甲は、必要に応じ、給水設備等について検査を行うことができる。

2 乙は、前項の検査の結果、甲から指示された事項があったときは、速やかに当該事項について改善をしなければならない。

(メーターの更新等)

第4条 甲は、8年ごとにメーターを更新するものとする。ただし、乙が隔測水道メーター設備契約から直読水道メーター設備契約に変更したときは、その更新に限り、甲がメーターを支給し、乙の費用において当該メーターを設置するものとする。

2 乙は、検定期間の満了に伴い甲が各メーターを更新する場合において、当該メーターの前後の給水管が老朽化し、メーターの設置に支障があるときは、甲の指示により自己の費用をもってこれを改善するものとする。

3 給水設備等から、漏水等が生じて入居者等に損害を与えても、甲はその責めを負わない。

4 乙及び管理人は、甲がメーターの取替え等を行うときには、その施行に支障がないよう協力しなければならない。

(使用水量の計量及び水道料金)

第5条 使用水量は、甲の設置した親メーター及び各メーターで計量するものとする。

2 水道料金は、給水条例及び豊田市水道事業給水条例施行規程(昭和42年水道局管理規程第1号。以下「施行規程」という。)の規定に基づき、前項の使用水量をもって算定し、各メーターの使用者から徴収する。

3 前2項の規定にかかわらず、メーターが設置されるまでの間に水道を使用したときは、親メーターで使用水量を計量し、前項を準用して算定した水道料金を、乙から徴収する。

4 親メーターの使用水量が、各メーターの合計使用水量を超えたときは、甲の定める算定基準により乙に対して水道超過料金を請求することができるものとする。

5 乙は、この契約を締結したことにより入居者等との間で料金等の紛争が生じたときは、自己の責任において解決しなければならない。

(負担金の納入)

第6条 乙は、次に掲げる区分に応じ、給水条例第28条に規定する新規給水負担金又は同条例第29条に規定するメーター負担金を前納しなければならない。

(1) 新規にメーターを設置するときは、親メーターを除く各メーターの新規給水負担金

(2) 隔測水道メーター設備契約から直読水道メーター設備契約へ変更するときは、各メーターのメーター負担金

(3) 共同メーター方式から直読水道メーター設備契約へ変更するときは、第1号の新規給水負担金の額から既に納入済の親メーターの新規給水負担金相当額を減額した金額

(変更届等)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、7日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 管理人等に変更があったとき。
- (2) 第3条第2項の規定により改善を行ったとき。
- (3) 給水設備等の改造等を行ったとき。
- (4) 契約内容に変更があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めたとき。

2 前項第4号に該当するときは、速やかに再契約を締結しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約及び要綱に定める事項を履行しないとき、又はこの契約及び要綱に違反したときは、契約を解除することができるものとし、契約を解除するときは乙に通知する。

2 前項の契約解除により乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

(契約期間)

第9条 この契約の期間は、契約の日からメーターの検定期間満了の月の末日までとする。ただし、契約期間の満了の2月前までに甲、乙からの申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

2 直読水道メーター設備に該当しなくなったときは、該当しなくなった日をもって契約は終了する。

(オートロック装置の対応)

第10条 乙は、オートロック装置を設置しているときは、甲が行う点検等の支障とならないよう、当該オートロック装置の解錠方法を甲に届け出なければならない。オートロック装置を変更したときも同様とする。

2 甲は、前項の届け出がないときは、契約を解除することができる。

(疑義等の決定等)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市水道事業給水条例及び豊田市水道事業給水条例施行規程、直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 乙及び管理人は、この契約に定める事項について入居者等に周知徹底し、紛争が生じたときは、乙の責任においてこれを解決しなければならない。

この契約の締結を証するため、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

(甲) 豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市事業管理者

印

(乙)

印

(様式第 3号)

隔測水道メーター設備契約書

豊田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、豊田市水道事業給水条例（昭和34年条例第10号。以下「給水条例」という。）に規定する隔測水道メーター（以下「メーター」という。）の設置を条件とする給水について、次のとおり契約を締結する。

(契約の対象)

第1条 この契約の対象は、次のメーター設備とする。

設置場所	豊田市
建物名称	
給水個数	個
各戸メーター口径別内訳	ミリ × 個
共用栓・散水栓 メーター口径別内訳	ミリ × 個
隔測メーター 取替期限	平成 年 月 末日
集中検針盤 取替期限	平成 年 月 末日

(管理人の指定等)

第2条 乙は、給水設備及び契約給水装置（以下「給水設備等」という。）について、甲の定める直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱（平成26年4月1日施行。以下「要綱」という。）を遵守するとともに、自己の責任と負担において当該設備を維持管理するものとする。

2 乙は前項の維持管理を円滑に行うため、管理人を選任しなければならない。

3 乙及び管理人は、次に掲げる事項を行い、給水設備等に異常又は修理箇所があったときは、速やかに修繕等の必要な措置を講じなければならない。

(1) 受水槽以下の設備の概要、警報装置等について熟知すること。

(2) 受水槽及び高置水槽にあつては水質保持のため関係法令を遵守し、必要な措置を講ずること。

(3) メーター、配管等の凍結又は破損防止のために必要な措置を講ずること。

(4) 配管、バルブ等の漏水に常に注意し、正常な状態に保たれるようその管理を行うこと。

(5) 点検等の支障とならないよう、パイプシャフトルーム扉等を常に開閉できる状態にしておくこと、及びルーム内を清潔に保つこと。

(検査及び改善)

第3条 甲は、必要に応じ、給水設備等について検査を行うことができる。

2 乙は、前項の検査の結果、甲から指示された事項があったときは、速やかに当該事項について改善をしなければならない。

(メーターの更新等)

第4条 乙は、計量法に基づき、自己の負担においてメーターを8年ごとに一括で更新しなければならない。

2 乙は、自己の負担において集中検針盤を16年ごとに更新しなければならない。

(使用水量の計量及び水道料金)

第5条 使用水量は、甲の設置した親メーター及びメーター若しくは集中検針盤で計量するものとする。

2 水道料金は、給水条例及び豊田市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道局管理規程第1号。以下「施行規程」という。）の規定に基づき前項の使用水量をもって算定し、各メーターの使用者から徴収する。

3 前2項の規定にかかわらず、メーターが設置されるまでの間に水道を使用したときは、親メーターで使用水量を計量し、前項を準用して算定した水道料金を、乙から徴収する。

4 親メーターの使用水量が、各メーターの合計使用水量を超えたときは、甲の定める算定基準により乙に対して水道超過料金を請求することができるものとする。

(変更届等)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、3日以内に甲に届け出なければならない。

(1) 管理人等に変更があったとき。

(2) 第3条第2項の規定により改善を行ったとき。

(3) 給水設備等の改造等を行ったとき。

(4) 契約内容に変更があったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めたとき。

2 前項第4号に該当するときは、速やかに再契約を締結しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙がこの契約及び要綱に定める事項を履行しないとき、又はこの契約及び要綱に違反

したときは、契約を解除することができるものとし、契約を解除するときは乙に通知する。

2 前項の契約解除により乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

(契約期間)

第8条 この契約の期間は、契約の日からメーターの検定期間満了の月の末日までとする。ただし、隔測水道メーター設備に該当しなくなったときは、該当しなくなった日をもって契約は終了する。

(契約更新の通知)

第9条 甲は、この契約の期間満了の1年前及び3月前に契約の更新を乙に通知する。ただし、乙はこの通知が無くても速やかに第4条の定めにより更新しなければならない。

(オートロック装置の対応)

第10条 乙は、オートロック装置を設置しているときは、甲が行う点検等の支障とならないよう、当該オートロック装置の解錠方法を甲に届け出なければならない。オートロック装置を変更したときも同様とする。

2 甲は、前項の届出がないときは、契約を解除することができる。

(疑義等の決定等)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市水道事業給水条例及び豊田市水道事業給水条例施行規程、直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 乙及び管理人は、この契約に定める事項について入居者等に周知徹底し、紛争が生じたときは、乙の責任においてこれを解決しなければならない。

この契約の締結を証するため、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

(甲) 豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市事業管理者

印

(乙)

印

(様式第 4号)

管理人の選任届

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱第9条に定める管理人を、下記のとおり選任しましたので届け出します。

設 置 場 所	豊田市 建物名		
管 理 人	住 所		
	氏 名		電話

(様式第 5号)

オートロック装置等の解錠届

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

「直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱」第 10 条及び第 19 条の規定に基づき、当該集合住宅のオートロック装置等の解錠方法を届け出します。

設置場所	
建物の名称	
解錠方法	(該当する項目を○で囲んで下さい。) 1 鍵 (本、番号： 、記号：) 2 暗証 (I D) 番号 : 3 なし 4 その他の方法 _____ _____ _____

※ 解錠方法 1 に該当する場合は、鍵を 3 本 (担当課用、検針員用、水道サービス協会用) 届け出にあわせて提出してください。

※ 解錠方法 1、2 の両方に該当する場合は、1 を優先して選択させていただきますので、2 の暗証 (I D) 番号の届け出は必要ありません。

(様式第 8号)

給水設備等工事完了届

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 () -

次のとおり、直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱第22条第2項の規定による、給水設備等の改善または改造を施工したので報告します。

建物名称	
設置場所	豊田市
完了日	年 月 日
改善箇所	
施工者	
備考	

遠隔カウンター付水道メーター設置に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、遠隔カウンター付水道メーターの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の要件)

第2条 口径50ミリ以上の水道メーターは、原則として遠隔カウンター付水道メーターとする。

2 検針することが困難な場所でメーター移設等の改善処置が取れない50ミリ未満の水道メーターについては、遠隔カウンター付水道メーターを取り付けることができる。

(メーター等の設置)

第3条 メーター本体、発信器及びリード線及び受信器(以下「メーター」という。)は、一体のものとして豊田市事業管理者(以下「管理者」という。)が設置する。

2 メーターボックス、リード線収納配線管及び受信器保護ボックス(以下「メーター設備」という。)の設置位置は、給水装置の所有者、水道の利用者又は建物の管理人(以下「所有者等」という。)と協議の上、管理者が定める。

3 メーター設備は、所有者等が設置する。この場合、検定満期取替等のメーター取替作業に支障がないよう遠隔カウンター付水道メーター設備設置仕様書に基づき設置すること。

(支障移転等)

第4条 所有者等は、メーター及びメーター設備に支障が出た場合は、管理者に届け出なければならない。

2 所有者等は、メーター及びメーター設備に支障が出た場合は、改善をしなければならない。この際に移転が必要な場合は、支障のない場所を管理者と協議の上決定し、移転すること。この場合に必要な費用は、所有者等の負担とする。

(給水装置管理台帳)

第5条 メーター及びメーター設備の位置は、給水装置管理台帳(給水装置工事施行基準様式第12号)に記入しなければならない。

(立入検査等)

第6条 管理者は、メーター設備等の立入検査ができるものとする。

2 所有者等は、前項の立入検査により管理者から改善又は改造を指示された場合は、速やかに当該事項について対応しなければならない。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

給水装置の材料支給にかかる補助制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、給水装置の改造工事、口径変更又は修繕工事などの際に、一体式給水装置の材料費用の一部を補助することにより、昭和62年4月1日以前に設置された従来型の給水装置（以下「従来式給水装置」という。）から一体式給水装置への取替えの促進を図ることを目的とする。

(申請の要件)

第2条 この要綱により給水装置の材料支給を申請することができるものは、従来式給水装置を、給水装置の改造工事、口径変更又は修繕工事などの際に、一体式給水装置への取替えを行った指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）とする。

(適用範囲及び補助)

第3条 材料支給は、給水装置1か所につき1回のみとし、補助の対象となる材料は、メーターボックス、甲乙一体型の止水栓及びその接続具の3点とする。

2 前項に定める材料は、指定事業者が準備することとし、豊田市事業管理者（以下「管理者」という。）は、指定事業者に対して材料支給を行う年度の材料単価に消費税相当額を加えた額を補助する。

(申請)

第4条 指定事業者は、材料支給を受けようとするとき、給水の改造や口径変更に伴う場合には、工事施工後に「材料支給確認書」と「給水装置工事承認通知書（施行規程様式第2号）」の写しを、修繕工事に伴う場合には、「材料支給確認書」と「着手前と工事完了後の工事写真」を提出することとする。

(支払い)

第5条 支払いは、材料支給確認書により給水装置所有者が材料の支給を受けたことを確認した上で、前条の規定により支給の申請をした指定事業者に対して行う。

2 支払いは、指定事業者ごとに月単位でまとめて行うこととし、指定事業者からの請求を受け支払う。

(補助の返還)

第6条 管理者は、指定事業者が偽りその他の不正な行為により材料支給を受けた場合、支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 町村合併に伴う措置として、旧町村内の旧水装置についても豊田市型でない場合は、同様とする。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

豊田市上下水道局検針に係る使用材料の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が検針する直読水道メーターに係る装置の材料承認の基準及び手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「材料」とは、豊田市水道事業給水条例（昭和34年条例第10号。）第3条に規定する給水装置及び給水設備のうち、上下水道局の検針する直読メーターに係る装置の材料（主にメーターBOX、止水栓等）をいう。

(承認申請)

第3条 新たに材料の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、検針に係る使用材料承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、豊田市事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(承認基準)

第4条 材料は、原則として次の各号のいずれかを承認の対象とする。

- (1) 日本産業規格の規格品及び型式承認品
- (2) 日本水道協会の規格品及び型式承認品
- (3) 第三者承認品
- (4) 自己承認品

2 材料は、必要に応じて日本水道協会等の検査要項又は社内検査規定値に基づき所定の検査を行い、その結果により承認するものとする。この場合において、検査に要する費用は申請者の負担とする。

3 材料の承認にあたって、必要に応じ、仕様検討委員会での承認条件を付すことができるものとする。

(承認決定)

第5条 管理者は、第3条の使用材料承認申請書の提出があったときは、その内容の審査結果について、検針に係る使用材料承認結果通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の承認結果の有効期間は、使用承認材料の内容に変更が生じるまでの間とする。

(変更申請等)

第6条 申請者は、前条の規定により承認された使用材料承認結果通知書の内容等に変更が生じたときは、14日以内に検針に係る使用材料承認変更申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の使用材料承認変更申請書の提出があったときは、その内容の審査結果について、検針に係る使用材料承認変更結果通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、会社名、所在地等の変更があったときは、速やかに会社名称等変更届出書（様式第5号）により、管理者に届出をしなければならない。

（承認の取消し）

第7条 第5条及び第6条により承認された材料が、上下水道局の検針に係る使用材料として、不相当と認められた場合は、管理者がその承認を取り消すことができるものとする。

2 管理者は、前項の取消しを行うときは、検針に係る使用材料承認取消通知書（様式第6号）により、申請者に通知しなければならない。

（試験の委託）

第8条 管理者は、材料の調査審議の必要があると認める場合は、関係課、試験機関等にその試験を委託することができるものとする。

（庶務）

第9条 材料の承認に関する事務は、上下水道局料金課において行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

豊田市事業管理者 様

〒
所在地
名 称
代表者担当者
電 話

検 針 に 係 る 使 用 材 料 承 認 申 請 書

みだしの件について、下記材料の承認を受けたいので、豊田市上下水道局検針に係る使用材料の承認に関する要綱第3条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

材 料 名	規 格	製品名及び型式	備 考

- (注) 1 装丁は、日本産業規格A4判ファイルを使用すること。
 2 提出部数は、2部
 3 添付書類
 1 承認図 2 カタログ
 3 日本水道協会指定検査工場登録通知書(写)
 4 日本産業規格表示許可書(写)
 5 品質証明書(材料試験成績書ほか)
 6 写真(真上、正面、背面から。デジカメ可。表示文字、構造詳細が判るように)
 7 納入実績表 8 商標(2cm×2cm)
 9 社標(2cm×2cm) 10 単価見積書
 11 その他管理者が必要と認めた書類

様

豊田市事業管理者

検針に係る使用材料承認結果通知書

年 月 日付で申請のありました材料については、豊田市上下水道局検針に係る使用材料の承認に関する要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

- 1 審査の結果、承認します。
- 2 審査の結果、承認できません。
理由等：

記

材料名	規 格	製品名及び型式	承認番号及び承認日
			承認番号 承認日
			承認番号 承認日

- 1 使用条件 年 月 日以降の使用とする。

- 2 その他

申請者は、次の各号の一に該当したときは、検針に係る使用材料承認変更申請書（様式第3号）、会社名称等変更届出書（様式第5号）にて発生時から起算し、14日以内に事業管理者に届け出ること。

- (1) 材料の名称を変更したとき
- (2) 材料に表示する商標を変更したとき
- (3) 材料の構造を変更したとき
- (4) 材料の製造又は販売を中止したとき
- (5) 法人または個人が、その組織もしくは名称を変更したとき
- (6) 日本産業規格表示許可を取り消されたとき
- (7) 日本水道協会指定検査工場の指定または登録を取り消されたとき
- (8) 申請者の所在地を変更したとき
- (9) 社内検査基準を変更したとき

- 3 連絡先 豊田市上下水道局 料金課 給排水担当 (TEL 0565-34-6680)

年 月 日

豊田市事業管理者 様

〒
所在地
名称
代表者担当者
電話

検針に係る使用材料承認変更申請書

みだしの件について、下記材料を変更したいので、豊田市上下水道局検針に係る使用材料の承認に関する要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

材 料 名	規格、製品名及び型式 変更前	規格、製品名及び型式 変更後	備 考

- (注) 1 装丁は、日本産業規格A4判ファイルを使用すること。
 2 提出部数は、2部とする。
 3 添付書類
 1 承認図 2 カタログ 3 日本水道協会指定検査工場登録通知書(写)
 4 日本産業規格表示許可書(写) 5 品質証明書(材料試験成績書ほか)
 6 写真(真上、正面、背面から。デジカメ可。表示文字、構造詳細が判るように)
 7 納入実績表 8 商標(2cm×2cm) 9 社標(2cm×2cm)
 10 単価見積書 11 変更する理由書

様

豊田市事業管理者

検針に係る使用材料承認変更結果通知書

年 月 日付で申請のありました材料については、豊田市上下水道局検針に係る使用材料の承認に関する要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

- 1 審査の結果、承認します。
- 2 審査の結果、承認できません。
理由等：

記

材料名	規 格	製品名及び型式	承認番号及び承認日
			承認番号 承認日
			承認番号 承認日

1 使用条件 年 月 日以降の使用とする。

2 その他

申請者は、次の各号の一に該当したときは、材料承認変更申請書（様式第3号）、会社名称等変更届出書（様式第5号）にて発生時から起算し、14日以内に事業管理者に届け出ること。

- (1) 材料の名称を変更したとき
- (2) 材料に表示する商標を変更したとき
- (3) 材料の構造を変更したとき
- (4) 材料の製造又は販売を中止したとき
- (5) 法人または個人が、その組織もしくは名称を変更したとき
- (6) 日本産業規格表示許可を取り消されたとき
- (7) 日本水道協会指定検査工場の指定または登録を取り消されたとき
- (8) 申請者の所在地を変更したとき
- (9) 社内検査基準を変更したとき

3 連絡先 豊田市上下水道局 料金課 給排水担当 (TEL 0565-34-6680)

豊田市事業管理者 様

〒
所在地
名 称
代表者

担当者
電 話

会社名称等変更届出書

みだしの件について、_____を変更しましたので、豊田市上下水道局検針に係る使用材料の承認に関する要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

変更内容	変更前	変更後	変更理由

- (注) 1 提出書類は、日本産業規格A4判を使用すること。
2 提出部数は、2部とする。
3 添付書類
1 会社概要及び経歴 2 商標(2cm×2cm) 3 社標(2cm×2cm)

様

豊田市事業管理者

検針に係る使用材料承認取消通知書

このことについて、豊田市上下水道局使用材料に変更がありましたので、豊田市上下水道局検針に係る使用材料の承認に関する要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 取消理由

2 取消日 年 月 日から適用

3 材料名

材料名	規格	製品名及び型式	承認番号及び承認日
			承認番号 承認日
			承認番号 承認日

4 連絡先 豊田市上下水道局 料金課 給排水担当 (TEL 0565-34-6680)